

# 令和4年度 集団指導資料(障害児編)

内容	ページ
届出について	2
主な法令等	7
定義	8
人員基準の概要	11
令和元年度からのサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の見直しについて	14
児童発達支援管理責任者 みなし配置について	15
運営の関する基準	16
感染症の発生及びまん延の防止等に関する取組みの義務化	30
業務継続に向けた計画等の策定や研修・訓練等の実施の義務化	34
障害者虐待防止に係る取組みの義務化	37
身体拘束等の適正化に係る取組みの義務化	40
電磁的記録について	43
運営実地指導における主な指摘事項	44
加算算定・報酬区分について	48
障害児通所支援における定員超過利用減算の取扱いについて	58
障害福祉サービス等情報公表制度について	60
随時訪問の実施について	60
自己評価結果等の公表等及び市への届出について	60
業務管理体制の整備	61
令和5年4月施行省令改正	62

# 1 変更届

提出期限 変更日から10日以内  
提出書類 (様式第3号)変更届出書

添付書類 変更届に係る添付書類確認表

<https://www.city.okayama.jp/jigyosha/000007706.html> (変更届) ID:7706

## 変更届に係る添付書類確認表

R3.5版

指定事業者・施設は、指定された内容に変更があった場合は、その変更に係る事項について、変更があった日から10日以内に「変更届」を提出することが必要です。ただし、事業所(施設)の名称・所在地(設置の場所)の変更、定員の増減(定員減は、算定される単位数が増えるものに限る)等に関しては、変更予定日の属する月の前月15日までに届け出てください。

また、給付費等の請求に関する事項については、毎月15日までに届出があった場合に、翌月1日からの算定となります。

【提出する書類】

- 1 変更届出書(様式第3号)
- 2 添付書類(次の表を参考にしてください)

※加算に関する変更届に係る添付書類については、別掲の「加算等に係る添付書類確認表(障害児通所支援用)」をご覧ください。

変更する事項	障害児通所支援事業者	障害児入所施設	添付書類等
1 事業所(施設)の名称	○	○	・付表 ・運営規程
2 事業所(施設)の所在地	○	○	・付表 ・設備・備品一覧表 ・運営規程 ・消防法別表の適用確認 ・事業所の平面図 ・賃貸契約書等建物の使用権が分かるもの ・事業所内外の写真 ・建築物関連法令協議記録 ・案内図 ・建物の構造概要(入所施設のみ)
3 申請者の名称 主たる事務所の所在地	○	○	・運営規程 ・法人履歴全部事項証明書 ・業務管理体制 変更届出書
4 代表者の氏名及び住所	○	○	・法人履歴全部事項証明書 ・法第二十一条の五の十五第二項各号の規定に該当しない旨の誓約書 ・業務管理体制 変更届出書
5 登記事項又は条例等	○	○	・法人履歴全部事項証明書
6 事業所の平面図及び設備の概要	○	—	・平面図 ・設備・備品等一覧表 ・変更届所を撮影した写真 ・消防法適用確認 ・建築物関連法令協議記録
7 建物の構造概要及び平面図並びに設備の概要	—	○	・平面図 ・設備・備品等一覧表 ・居室面積等一覧表 ・変更届所を撮影した写真 ・消防法適用確認 ・建築物関連法令協議記録 ・建物の構造概要(入所施設のみ)
8 管理者の氏名及び住所	○	○	・付表 ・就任承諾書 ・経歴書 ・実務経験証明書 ・従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(変更日の属する月のもの) ・組織体制図(変更日の属する月のもの)
管理者の住所変更	○	○	・付表 ・経歴書
管理者の氏名変更	○	○	・付表 ・経歴書 ・氏名変更が確認できる書類(戸籍抄本等)

# 届出について

9	児童発達支援管理責任者の氏名及び住所	○	○	・付表 ・就任承諾書 ・経歴書 ・実務経験証明書 ・資格を証する書類 ・従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(変更日の属する月のもの) ・組織体制図(変更日の属する月のもの)	
9	児童発達支援管理責任者の住所変更	○	○	・付表 ・経歴書	
	児童発達支援管理責任者の氏名変更	○	○	・付表 ・経歴書 ・氏名変更が確認できる書類(戸籍抄本等)	
10	運営規程	職員の職種・員数、職務の内容	○	○	・付表 ・運営規程 ・従業者の資格を証する書類 ・従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(変更日の属する月のもの) ・組織体制図(変更日の属する月のもの)
		営業日・営業時間、サービス提供日、サービス提供時間	○	○	・付表 ・運営規程 ・従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(変更日の属する月のもの) ・組織体制図(変更日の属する月のもの)
	定員	○	○	・指定変更申請書 ・付表 ・運営規程 ・従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(変更日の属する月のもの) ・組織体制図(変更日の属する月のもの) ・平面図(利用居室に変更のある場合) ・体制等に関する届出書 ・体制等状況一覧表	
	利用者から徴収する費用の額	○	○	・付表 ・運営規程	
	主たる障害種別	○	○	・付表 ・運営規程 人員配置基準、設備基準等が変わる場合には、関係書類一式	
	各支援の内容	○	○	・付表 ・運営規程	
	通常の事業の実施地域	○	○	・付表 ・運営規程	
11	協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約内容	医療型を除く	医療型を除く	・付表 ・協力医療機関との契約書(写し)(囑託医契約書とは別物です) ・位置図	
12	児童福祉施設変更届 ・施設の種類及び位置 ・建物その他設備の構造・図面 ・運営方法 ・代表者・管理者 等	△	○	・児童福祉施設変更届(障害児入所施設、児童発達支援センターのみ) ・変更内容に応じた書類 ※障害福祉課へ添付書類確認のうえ、提出すること	
13	障害児通所支援事業等変更届 ・事業の種類及び内容 ・開設者の名称・所在地 ・定款等 ・施設の種類・所在地 ・代表者・管理者 等	○	—	・障害児支援事業等変更届 ・変更内容に応じた書類 ※障害福祉課へ添付書類確認のうえ、提出すること	
14	(業務管理体制) 法令遵守責任者 法令遵守規程 業務執行の状況の監査の方法	○	○	・業務管理体制 変更届出書	



# 届出について

## 3 令和4年度 福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算 実績報告書

提出期限 令和5年7月31日

\* 加算を算定する場合は毎年度期限までに処遇改善に関する実績を報告してください。

## 4 令和5年度 福祉・介護職員処遇改善計画書、福祉・介護職員等特定処遇改善計画書、福祉・介護職員等ベースアップ等支援計画書

提出期限 令和5年4月14日 \* 通常は2月末

\* 計画書の様式は最新版をご使用ください。様式は確定次第、お知らせします。

\* 加算を算定する場合は毎年度(通常は2月末)計画書を提出してください。

## 5 自主点検表 <https://www.city.okayama.jp/jigyosha/0000007867.html> ID:7867

自主点検表による定期な自主点検(1年に1回以上)をお願いします。

## 6 各種様式及び資料の掲載場所について

岡山市ホームページ 障害者・障害児の事業所 トップページ [https://www.city.okayama.jp/soshiki/16-3-1-0-0\\_2.html](https://www.city.okayama.jp/soshiki/16-3-1-0-0_2.html)

様式集 (障害児)指定関係様式集 <https://www.city.okayama.jp/jigyosha/0000007706.html> ID:7706

様式集 (障害児)加算関係様式集 <https://www.city.okayama.jp/jigyosha/0000007723.html> ID:7723

指定障害福祉サービス事業所等の指定の更新について <https://www.city.okayama.jp/jigyosha/0000007676.html> ID:7676

【障害者・障害児】業務管理体制に関する届出 <https://www.city.okayama.jp/jigyosha/0000007572.html> ID:7572

障害者・障害児事業者 利用者事故等報告書 <https://www.city.okayama.jp/jigyosha/0000007709.html> ID:7709

## 7 疑義照会(質問)について

疑義照会・質問等については、今回の集団指導に係る内容も含めて、事業者指導課(障害事業者係)へFAX又はEメールで送信してください。

〒700-0913

岡山市北区大供三丁目1-18KSB会館4階

岡山市保健福祉局高齢福祉部事業者指導課 障害事業者係

電話 086-212-1015

FAX 086-221-3010

Eメール [syou-jigyoushou@city.okayama.lg.jp](mailto:syou-jigyoushou@city.okayama.lg.jp)

# 届出について

人員欠如 1日  
サービス提供時間のうち14時まで児童指導員又は保育士が不在

人員欠如 6日13日児童指導員又は保育士が2人以上いない

単位の記載がない

時間の記載がない

合計時間違い

児童指導員等加配加算

例は時間合計の誤りですが、児童指導員と保育士により常勤換算で1名以上とする場合、児童指導員等の報酬を算定

(参考様式8)  
従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表 (令和〇年 月分)

支援の種類	児童発達支援・放課後等デイサービス		氏名	勤務時間																												4週合計時間 ②	週平均の勤務時間 ③=②/4	常勤換算後の人数 ④=③/①	
	職種	有資格者		勤務形態	第1週							第2週							第3週							第4週									
					曜日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26				27
児童指導員	○	A	岡山 健太郎	①	①	①	①	①		①	①	①	①	①	①		①	①	①	①	①		①	①	①	①	①		①	①	①	①	160	40.0	1
保育士	○	A	備前 桃子	①	①	①	①	①		①	①	①	①	①	①		①	①	①	①	①		①	①	①	①	①		①	①	①	①	160	40.0	1
保育士	○		備中 藤子	②	②	②	②	③		②	②	②	②	②		②	②	②	②	②		②	②	②	②	②		②	②	②	③	144	36.0	1	
保育士	○		美作 晴子	⑤												④						④										0.0	0.0	0	
保育士	○		笠岡 太郎	⑤	④										⑤								④									⑤	6.2	0.0	0
保育士	○	C	美作 晴子		②		①	②				②		①	②				②		①	②				②		①	②			144	36.0	0.9	
児童指導員	○	C	玉野 海			④						④							⑤			⑤				④		④				16	4.0	0.1	
児童指導員(5年以上)	○		井原 次郎		①		②				①	②						①	②	③		①	②			①	②					72	18.0	0.4	
児童指導員(5年以上)	○		総社 三郎		⑤		⑤			⑤	⑤	⑤				⑤	⑤	⑤	⑦		⑤	⑤	⑤			⑤	⑤	⑤				50	12.5	0.3	
児童管を除く全職員のうち、保育士・児童指導員等の合計勤務時間数																												96	24.0	0.6					
加配加算	理学療法士等の合計勤務時間数																												16	4.0	0.1				
加配加算	児童指導員等の合計勤務時間数																													0.0	0.0				
加配加算	その他の従業者の合計勤務時間数																													0.0	0.0				
専門的	理学療法士等の合計勤務時間数																												122	30.5	0.7				
専門的	児童指導員の合計勤務時間数																																		
勤務時間				① 9:00 ~ 18:00 (8.0) ② 10:00 ~ 19:00 (8.0) ③ 8:30 ~ 17:30 (8.0) ④ 10:00 ~ 14:00 (4.0) ⑤ 14:00 ~ 18:00 (4.0) ⑥ 15:00 ~ 18:00 (3.0) ⑦ 9:00 ~ 16:00 (6.0) ⑧ ~ (0.0) ⑨ ~ (0.0)																															
サービス提供時間及び利用定員				単位1 10:00 ~ 18:00 (8.0) (月 ~ 金 曜日)														定員 10 名																	
				単位2 9:00 ~ 16:00 (7.0) (土 曜日)														定員 10 名																	

勤務形態の記載がない

専門的支援加算  
常勤換算で1名以上配置がなく算定できない  
72h+50h=122h<160h

毎月計画と実績の記録(勤務形態0.1)を残し、人員基準、加算要件の確認を行ってください。



# 主な関係法令等

## 【関係根拠法令等】

- 児童福祉法(昭和22年12月12日法律第164号)
- 児童福祉法施行令(昭和23年3月31日政令第74号)
- 児童福祉法施行規則(昭和23年3月31日厚生省令第11号)

## 【指定基準(人員・設備・運営)関係】

- ◎児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年2月3日厚生労働省令第15号)
- ◎児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年2月3日厚生労働省令第16号)
- ◎児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年12月29日厚生省令第63号)
- ◎児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について(平成24年3月30日障発0330第12号)
- ◎児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準について(平成24年3月30日障発0330第13号)

## 【報酬告示関係】

- ◎児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成24年3月14日厚生労働省告示第122号)
- ◎児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成24年3月14日厚生労働省告示第123号)
- ◎児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について(平成24年3月30日障発0330第16号)

## 【関係条例等】(岡山市)

- ◎岡山市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年12月19日市条例第79号)
- ◎岡山市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年12月19日市条例第80号)
- ◎岡山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月19日市条例第96号)

厚生労働省 障害児支援施策のページ <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000117218.html>

(児童発達支援ガイドライン、放課後等デイサービスガイドライン、保育所等訪問支援の手引き、障害児入所施設運営指針ほか)

厚生労働省 障害者総合支援法改正法施行後3年の見直しについて中間整理 <https://www.mhlw.go.jp/content/12601000/000867738.pdf>

厚生労働省 障害児通所支援に関する検討会 [https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_27047.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_27047.html)

厚生労働省 令和3年度障害福祉サービス等報酬改定について [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202214\\_00007.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202214_00007.html)

厚生労働省 障害福祉サービス等事業所における新型コロナウイルス感染症への対応等について

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00097.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00097.html)

岡山県障害福祉課(相談支援従事者初任者研修、サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修) <https://www.pref.okayama.jp/soshiki/39/>

# 定義

## 【児童指導員】

- (1) 都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者
- (2) 社会福祉士の資格を有する者
- (3) 精神保健福祉士の資格を有する者
- (4) 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- (5) 学校教育法の規定による大学(短期大学を除く。)において、社会福祉学、心理学、教育学又は社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者
- (6) 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- (7) 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- (8) 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの
- (9) 教育職員免許法に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭の免許状を有する者であって、市長が適当と認めたもの
- (10) 3年以上児童福祉事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの

※岡山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年岡山市条例第96号)

## 【管理者】

管理者に必要な要件は、以下のいずれかに該当することです。

- 1 社会福祉主事任用資格を有する者
  - 2 社会福祉事業に2年以上従事した者
  - 3 その他規則で定める者
    - (1) 次のいずれかの事業に2年以上従事した者
      - ① 病院又は診療所
      - ② 介護保険法第8条又は第8条の2に規定する事業又は施設
      - ③ 特別支援学校又は特別支援学級
      - ④ 児童相談所、身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、福祉事務所、保健所
      - ⑤ 独立行政法人国立重度知的障害者総合支援施設のぞみの園
      - ⑥ その他市長が特に認める事業又は施設
- ※上記と同等以上と認められる事業又は施設
- (2) 社会福祉施設長資格認定講習課程修了者

岡山市基準条例の独自基準の概要について(障害児)

<https://www.city.okayama.jp/jigyosha/cmsfiles/contents/0000007/7953/000191015.pdf>

# 定義

## 【機能訓練担当職員】

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士及び心理指導担当職員等

## 【看護職員】

保健師、助産師、看護師又は准看護師

## 【常勤】

指定障害児通所支援事業所等における勤務時間が、当該指定障害児通所支援事業所等において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数(1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。)に達していることをいうものである。ただし、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号)第13条第1項に規定する措置(以下「母性健康管理措置」という。)又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。)第23条第1項、同条第3項又は同法第24条に規定する所定労働時間の短縮等の措置(以下「育児及び介護のための所定労働時間の短縮等の措置」という。)が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を30時間として取り扱うことを可能とする。

当該指定障害児通所支援事業所等に併設される事業所の職務であって、当該指定障害児通所支援事業所等の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間に達していれば、常勤の要件を満たすものであることとする。

また、人員基準において常勤要件が設けられている場合、従事者が労働基準法(昭和22年法律第49号)第65条に規定する休業(以下「産前産後休業」という。)、母性健康管理措置、育児・介護休業法第2条第1号に規定する育児休業(以下「育児休業」という。)、同条第2号に規定する介護休業(以下「介護休業」という。)、同法第23条第2項の育児休業に関する制度に準ずる措置又は同法第24条第1項(第2号に係る部分に限る。)の規定により同項第2号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる措置による休業(以下「育児休業に準ずる休業」という。)を取得中の期間において、当該人員基準において求められる資質を有する複数の非常勤の従事者の員数に換算することにより、人員基準を満たすことが可能であることとする。

## 【常勤換算】

指定障害児通所支援事業所等の従業者の勤務延べ時間数を当該指定障害児通所支援事業所等において常勤の従業者が勤務すべき時間数(1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。)で除することにより、当該指定障害児通所支援事業所等の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいうものである。この場合の勤務延べ時間数は、当該指定障害児通所支援事業所等の指定等に係る事業のサービスに従事する勤務時間の延べ数であること。

ただし、母性健康管理措置又は育児及び介護のための所定労働時間の短縮等の措置が講じられている場合、30時間以上の勤務で、常勤換算方法での計算に当たり、常勤の従業者が勤務すべき時間数を満たしたものとし、1として取り扱うことを可能とする。

## 【勤務延べ時間数】

勤務表上、指定通所支援の提供に従事する時間として明確に位置付けられている時間又は当該指定通所支援の提供のための準備等を行う時間(待機の時間を含む。)として明確に位置付けられている時間の合計数とする。なお、従業者1人につき、勤務延べ時間数に算入することができる時間数は、当該指定障害児通所支援事業所等において常勤の従業者が勤務すべき勤務時間数を上限とすること。



# 人員基準の概要

## ○児童発達支援・放課後等デイサービス(児童発達支援センター以外)

従業者	児童指導員又は保育士	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1人以上は常勤</li> <li>・合計数が以下の区分に応じてそれぞれ定める数以上               <ul style="list-style-type: none"> <li>1) 障害児の数が10人まで 2人以上</li> <li><b>2) 10人を超えるもの 2人に、障害児の数が10を超えて5又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上</b></li> </ul> </li> <li>・機能訓練担当職員、看護職員の数を合計数に含めることができる</li> <li>・機能訓練担当職員、看護職員の数を含める場合は、半数以上が児童指導員又は保育士であること</li> <li>・<b>児童指導員又は保育士について、提供を行う時間帯を通じて当該職種の従業者が常に確保され、必要な配置をすること</b></li> </ul>
	児童発達支援管理責任者	1人以上(1人以上は専任かつ常勤)
	機能訓練担当職員	機能訓練を行う場合に置く
	看護職員	医療的ケアを行う場合に置く
管理者	原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するもの(支障がない場合は他の職務との兼務可) ※管理者要件あり。	

### ・児童発達支援・放課後等デイサービス(主たる対象が重症心身障害児)

次の①～⑤を各々1人以上配置すること。

- ①嘱託医 ②看護職員 ③児童指導員又は保育士 ④機能訓練担当職員 ⑤児童発達支援管理責任者

## 【児童発達支援センター】

従業者	嘱託医	1人以上
	児童指導員又は保育士	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総数がおおむね障害児の数を4で除して得た数以上</li> <li>・機能訓練担当職員、看護職員の数を総数に含めることができる</li> <li>・児童指導員 1人以上</li> <li>・保育士 1人以上</li> <li>・機能訓練担当職員、看護職員の数を総数に含める場合は、半数以上が児童指導員又は保育士であること</li> </ul>
	栄養士	1人以上 ・障害児の数が40人以下の場合は置かないことができる
	調理員	1人以上 ・調理業務の全部を委託する場合は置かないことができる
	児童発達支援管理責任者	1人以上
	機能訓練担当職員	機能訓練を行う場合に置く
	看護職員	医療的ケアを行う場合に置く
管理者	原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するもの(支障がない場合は他の職務との兼務可)	

# 人員基準の概要

## ○居宅訪問型児童発達支援

従業者	訪問支援員	・ 訪問支援を行うために必要な数 ・ 障害児について介護、訓練等を行う業務その他の業務に3年以上従事した理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員又は保育士等 ◎（児童指導員・心理指導担当職員は、当該職種の従業者として配置された日以降、直接支援業務に3年以上従事した者であること）
	児童発達支援管理責任者	1人以上（専ら当該事業所の職務に従事する者であること）
管理者	原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するもの（訪問支援員・児童発達支援管理責任者を兼務する場合を除き、他の職務との兼務可）	

※訪問支援員については、居宅訪問型児童発達支援事業所従業者として従事する時間中に、他サービス（児童発達支援・放課後等デイサービス）の応援に入る等、重複して従事することは不可。明確に区分すること。

## ○保育所等訪問支援

従業者	訪問支援員	訪問支援を行うために必要な数
	児童発達支援管理責任者	1人以上（専ら当該事業所の職務に従事する者であること）
管理者	原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するもの（訪問支援員・児童発達支援管理責任者を兼務する場合を除き、他の職務との兼務可）	

※訪問支援員については、保育所等訪問支援事業所従業者として従事する時間中に、他サービス（児童発達支援・放課後等デイサービス）の応援に入る等、重複して従事することは不可。明確に区分すること。

# 障害福祉サービス経験者の取扱いについて

※令和3年4月以降に新規指定を受けた事業所は対象外。

障害福祉サービス経験者（高校卒業以上かつ障害福祉サービス事業所での実務経験2年以上（在籍2年以上かつ勤務日数360日以上））が人員基準上認められる期間は、令和5年3月31日まで。障害福祉サービス経験者を配置している事業所においては、令和5年4月以降人員欠如となることのないよう、人員管理を行うこと。障害福祉サービス経験者が児童指導員等の有資格者となった場合等、人員配置に変更があった場合は、もれなく届出をすること。

# 人員基準の概要

## ○福祉型障害児入所施設

嘱託医	1人以上	
看護職員	おおむね障害児の数を20で除して得た数以上	主として自閉症児を入所させる施設の場合
	1人以上	主として肢体不自由児を入所させる施設の場合
児童指導員及び保育士	・合計数が以下の区分に応じてそれぞれに定める数 ①主として知的障害児を入所させる施設 おおむね障害児の数を4で除して得た数以上 ②主として盲児又はろうあ児を入所させる施設 おおむね障害児の数を4で除して得た数以上 ③主として肢体不自由児を入所させる施設 おおむね障害児の数を3.5で除して得た数以上 ・児童指導員 1人以上 ・保育士 1人以上	①において、30人以下の障害児を入所させる施設にあつては、当該数に1を加えた数以上 ②において、35人以下の障害児を入所させる施設にあつては、当該数に1を加えた数以上
栄養士	1人以上	障害児の数が40人以下の場合は置かないことができる
調理員	1人以上	調理業務の全部を委託する場合は置かないことができる
児童発達支援管理責任者	1人以上	
医師	主として自閉症児を入所させる施設に置く	
心理指導担当職員	障害児5人以上に心理指導を行う場合に置く	
職業指導員	職業指導を行う場合に置く	

## ○医療型障害児入所施設

病院として必要とされる従業者	医療法に規定する必要数	
児童指導員及び保育士	・合計数が以下の区分に応じてそれぞれに定める数 ①主として自閉症児を入所させる施設 おおむね障害児の数を6.7で除して得た数以上 ②主として肢体不自由児を入所させる施設 おおむね障害児である乳幼児の数を10で除して得た数及び障害児である少年の数を20で除して得た数の合計数以上 ・児童指導員 1人以上 ・保育士 1人以上	
心理指導を担当する職員	・1人以上 ・主として重症心身障害児を入所させる施設に限る	
理学療法士又は作業療法士	・1人以上 ・主として肢体不自由児又は重症心身障害児を入所させる施設に限る	
児童発達支援管理責任者	1人以上	
職業指導員	・職業指導を行う場合に置く ・主として肢体不自由児を入所させる施設に限る	

# 令和元年度からのサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の見直しについて

○令和元年度から新体系による研修が開始。研修が基礎研修、実践研修、更新研修と分け、各研修の受講に当たっては、一定の実務経験の要件（※）が設定された。

※基礎研修：実務経験を満たすまでに2年以内であること。

実践研修：基礎研修終了後、過去5年間に2年以上の相談支援又は直接支援の実務経験があること。

更新研修：過去5年間に2年以上のサービス管理責任者等の実務経験があること、又は、  
現にサービス管理責任者等として従事していること。

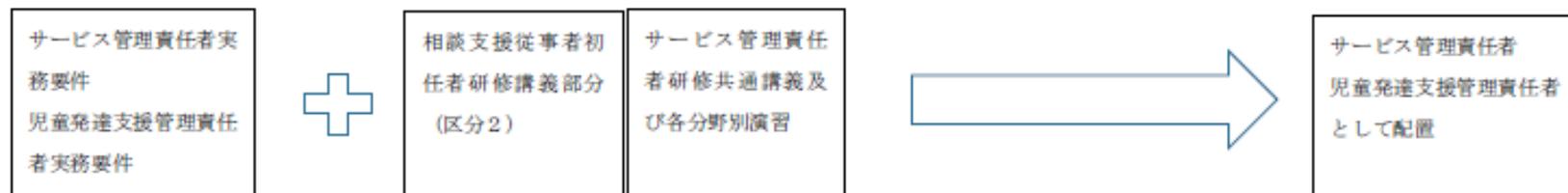
（ただし、旧体系研修受講者は令和5年度末までは実務経験に関係なく更新研修の受講が可能）

○サービス管理責任者研修の全分野及び児童発達支援管理責任者研修のカリキュラムが統一され、共通で実施される。

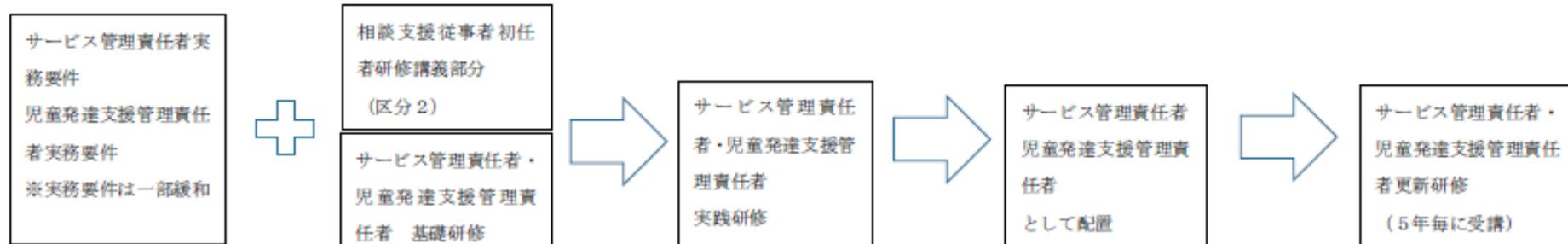
○直接支援業務による実務要件が10年から8年に緩和され、基礎研修受講時点において、サービス管理責任者等の一部業務が可能。

○経過措置として、令和4年3月31日までに実務経験者が基礎研修修了となった場合は3年間はサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者として配置が可能。  
また、平成31年3月31日までに旧サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者研修、相談支援従事者初任者研修講義部分を修了しているものは、令和6年3月31日までは現にサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者として従事しているとみなされる（実務経験に関係なく更新研修が受講可能）。

<旧>



<新>



# 児童発達支援管理責任者 みなし配置について

## 基礎研修修了者

(注意)経過措置によるみなし配置について

令和元年度から令和3年度に基礎研修修了者となり、現在、サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者(以下、サビ児管という。)として従事(みなし配置)している方は、基礎研修修了者となった日から3年を経過するまでに実践研修を修了しなければ、みなし配置終了後、実践研修を修了するまでの間はサビ児管として従事することができなくなります。

★例1: 令和元年10月24日に基礎研修を修了し、現在サビ児管として従事している場合★

→サビ児管として従事可能なのは、令和4年10月23日までです。

→令和4年10月24日以降はサビ児管として従事ができなくなります。実践研修修了後、再度サビ児管として従事することができます。

・基礎研修修了者とは、以下①②の両方を修了している者です。

①相談支援従事者初任者研修(講義部分)

②サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者基礎研修

・実践研修を修了するためには、基礎研修修了者となって以後2年以上の相談支援又は直接支援の実務経験が必要です。

平成30年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL.1(平成30年3月30日)

(1)障害児支援共通

(児童発達支援管理責任者①)抜粋

問95 児童発達支援管理責任者の実務要件の経過措置が終了するが、経過措置終了後において新要件を満たす児童発達支援管理責任者が配置できなかった場合、～略～

(答)ただし、児童発達支援管理責任者欠如減算が適用されるものであり、早急に適切な人員配置を行うよう指導を行うこと。

必要となる従業者の員数が不足した場合(児童発達支援管理責任者欠如)は、児童指導員等加配加算と専門的支援加算が算定できません。

## 旧児童発達支援管理責任者研修修了者

平成31年3月31日までにサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者研修(以下、「旧研修」という。)相談支援従事者初任者研修(講義部分)を受講している方は、令和6年3月31日までに更新研修を受講しなければ資格が失効しますのでご注意ください。令和6年3月31日までは「サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者として現に従事しているもの」とみなされます。

# 運営に関する基準

○岡山市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例平成24年12月19日市条例第79号  
運営に関する基準

(利用定員) 第11条 指定児童発達支援事業所は、その利用定員を10人以上とする。ただし、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあつては、利用定員を5人以上とすることができる。

(内容及び手続の説明及び同意)

第12条 指定児童発達支援事業者は、通所給付決定保護者が指定児童発達支援の利用の申込みを行ったときは、当該利用の申込みを行った通所給付決定保護者(以下「利用申込者」という。)に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、第37条に規定する運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定児童発達支援の提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、社会福祉法第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用申込者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。

「重要事項説明書」と「運営規程」間で内容(営業日時、通常の事業の実施地域など)が相違している。  
重要事項説明書の内容は、事業の運営についての重要事項を規定した運営規程の内容と整合するものでなければなりません。  
なお、運営規程の内容を変更した場合は、変更届の提出が必要です。

(契約支給量の報告等)

第13条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を提供するときは、当該指定児童発達支援の内容、通所給付決定保護者に提供することを契約した指定児童発達支援の量(次項において「契約支給量」という。)その他の必要な事項(第3項及び第4項において「通所受給者証記載事項」という。)を通所給付決定保護者の通所受給者証に記載しなければならない。

2 契約支給量の総量は、当該通所給付決定保護者の支給量を超えてはならない。

3 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の利用に係る契約をしたときは、通所受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告しなければならない。

4 前3項の規定は、通所受給者証記載事項に変更があつた場合について準用する。

利用に係る契約をしたときは、通所受給者証へ記載の上、「契約内容報告書」により受給者証記載事項を市町村に遅滞なく報告してください。

参考様式はこちら岡山市障害福祉課 障害児(通所・入所)支援に係る事業者向け情報 <https://www.city.okayama.jp/shisei/0000007873.html> (ID 7873)

(提供拒否の禁止)

第14条 指定児童発達支援事業者は、正当な理由がなく、指定児童発達支援の提供を拒んではならない。

原則として、利用申込みに対して応じなければならないことを規定したものであり、特に、障がいの程度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否することを禁止するものです。提供を拒むことのできる正当な理由とは、

①当該事業の利用定員を超える利用申込があつた場合

②入院治療の必要のある場合

③当該児童発達支援事業所が提供する指定児童発達の主たる対象とする障害の種類が異なる場合、その他障害児に対して自ら適切な指定児童発達支援を提供することが困難な場合等である。

なお、支援の不十分さを伝え利用申込者から断られる等、実質的に障害の程度等により提供を拒否する場合は、正当な理由には当たりません。

# 運営に関する基準

(連絡調整に対する協力)

第15条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の利用について市町村又は障害児相談支援事業を行う者(以下「障害児相談支援事業者」という。)が行う連絡調整に、できる限り協力しなければならない。

(サービス提供困難時の対応)

第16条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所の通常の事業の実施地域(当該指定児童発達支援事業所が通常時に指定児童発達支援を提供する地域をいう。第37条第6号及び第51条第2項において同じ。)等を勘案し、利用申込者に係る障害児に対し自ら適切な指定児童発達支援を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定児童発達支援事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格の確認)

第17条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供を求められた場合は、通所給付決定保護者の提示する通所受給者証によって、通所給付決定の有無、通所給付決定をされた指定通所支援の種類、通所給付決定の有効期間、支給量等を確認するものとする。

受給者証の写しを取る、などの方法による確認をしていない。

受給者証の写しについて、給付決定期間の有効期限が切れたままであり、直近のものが保管されていない。

(障害児通所給付費の支給の申請に係る援助)

第18条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援に係る通所給付決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに障害児通所給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援に係る通所給付決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、通所給付決定の有効期間の終了に伴う障害児通所給付費の支給申請について、必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第19条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、障害児の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

障がい児の心身の状況やその置かれている環境等(家族の状況、通院や通学先等)に変化や変更があれば、その状況等を適切に把握する必要があります。

(指定障害児通所支援事業者等との連携等)

第20条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、都道府県、市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供の終了に際しては、障害児又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、都道府県、市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

# 運営に関する基準

## (サービスの提供の記録)

第21条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を提供した際は、当該指定児童発達支援の提供日、内容その他必要な事項を当該指定児童発達支援の提供の都度記録しなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、前項の規定による記録に際しては、通所給付決定保護者から指定児童発達支援を提供したことについて確認を受けなければならない。

支援の提供日、内容その他必要な事項を当該指定児童発達支援の提供の都度記録してください。

記録に際しては、通所給付決定保護者から指定児童発達支援を提供したことについて確認を受けてください。

## (指定児童発達支援事業者が通所給付決定保護者に求めることのできる金銭の支払の範囲等)

第22条 指定児童発達支援事業者が、指定児童発達支援を提供する通所給付決定保護者に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の用途が直接通所給付決定に係る障害児の便益を向上させるものであって、当該通所給付決定保護者に支払を求めることが適当であるものに限るものとする。

2 前項の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の用途及び額並びに通所給付決定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、通所給付決定保護者に対して説明を行い、同意を得なければならない。ただし、次条第1項から第3項までに規定する支払については、この限りでない。

## (通所利用者負担額の受領)

第23条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定児童発達支援に係る通所利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から、当該指定児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額の支払を受けるものとする。

3 指定児童発達支援事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、指定児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を通所給付決定保護者から受けることができる。

(1) 食事の提供に要する費用(児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所に係るものに限る。)

(2) 日用品費

(3) 前2号に掲げるもののほか、指定児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの

4 前項第1号に掲げる費用については、基準省令第23条第4項に規定する平成24年厚生労働省告示第231号により厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5 指定児童発達支援事業者は、第1項から第3項までの費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対して交付しなければならない。

6 指定児童発達支援事業者は、第3項の費用に係る便宜の提供に当たっては、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、当該便宜の内容及び費用について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得なければならない。

支払を受けた場合は、領収書を保護者に対して交付してください。

費用に係る提供は、あらかじめ、保護者に対し、内容及び費用の説明を行い、保護者の同意を得てください。

## (通所利用者負担額に係る管理)

第24条 指定児童発達支援事業者は、通所給付決定に係る障害児が同一の月に当該指定児童発達支援事業者が提供する指定児童発達支援及び他の指定障害児通所支援事業者等が提供する指定通所支援を受けた場合において、当該障害児の通所給付決定保護者から依頼があったときは、当該指定児童発達支援及び当該他の指定通所支援に係る通所利用者負担額の合計額(以下この条において「通所利用者負担額合計額」という。)を算定しなければならない。この場合において、当該指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援及び当該他の指定通所支援の状況を確認の上、通所利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該通所給付決定保護者及び当該他の指定通所支援を提供した指定障害児通所支援事業者等に通知しなければならない。

# 運営に関する基準

(障害児通所給付費の額に係る通知等)

第25条 指定児童発達支援事業者は、法定代理受領により指定児童発達支援に係る障害児通所給付費の支給を受けた場合は、通所給付決定保護者に対し、当該通所給付決定保護者に係る障害児通所給付費の額を通知しなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、第23条第2項の法定代理受領を行わない指定児童発達支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した指定児童発達支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を通所給付決定保護者に対して交付しなければならない。

法定代理受領により、市町村等から通所給付費等の支払を受けたときは、保護者に対して、代理受領した金額等を書面により通知すること。

参考様式はこちら [岡山市障害福祉課 障害児\(通所・入所\)支援に係る事業者向け情報 https://www.city.okayama.jp/shisei/0000007873.html](https://www.city.okayama.jp/shisei/0000007873.html) (ID 7873)

(指定児童発達支援の取扱方針)

第26条 指定児童発達支援事業者は、次条第1項に規定する児童発達支援計画に基づき、障害児の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定児童発達支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

2 指定児童発達支援事業所の従業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、通所給付決定保護者及び障害児に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、多様な評価の手法を用いてその提供する指定児童発達支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

4 指定児童発達支援事業者は、前項の規定により、その提供する指定児童発達支援の質の評価及び改善を行うに当たっては、次に掲げる事項について、自ら評価を行うとともに、当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児の保護者による評価を受けて、その改善を図らなければならない。

(1) 当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児及びその保護者の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた支援を提供するための体制の整備の状況

(2) 従業者の勤務の体制及び資質の向上のための取組の状況

(3) 指定児童発達支援の事業の用に供する設備及び備品等の状況

(4) 関係機関及び地域との連携、交流等の取組の状況

(5) 当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児及びその保護者に対する必要な情報の提供、助言その他の援助の実施状況

(6) 緊急時等における対応方法及び非常災害対策

(7) 指定児童発達支援の提供に係る業務の改善を図るための措置の実施状況

5 指定児童発達支援事業者は、おおむね1年に1回以上、前項の評価及び改善の内容をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

児童発達支援ガイドライン、放課後等デイサービスガイドラインの内容の内容を踏まえ評価を行ってください。

新規事業所においては開設後1年以内に、その他の事業所においてはおおむね1年に1回以上、

自己評価結果等を公表することが義務付けられています。公表した内容は、以下の様式により

指定権者へ報告してください。※報告がない場合、減算の対象となります。

\* 質の評価及び改善の内容を公表していない場合の所定単位数の算定について

算定される単位数

所定単位数の100分の85

届出書様式 指定児童発達支援・指定放課後等デイサービスの質の評価、改善の内容及び  
公表方法に係る届出書(児童発達支援・放課後等デイサービス)

<https://www.city.okayama.jp/jigyosha/0000007723.html> (ID 7723)

様式1  
指定児童発達支援の質の評価、改善の内容及び公表方法に係る届出書  
児童発達支援等デイサービス

岡山市 様  
届出先 岡山市役所  
福祉課  
代表取締役・氏名

このことについて、この他、岡山市児童発達支援の事業者の人員、設備及び業務の提供を定める条例(平成24年岡山市条例第7号)第2条第4項に規定する児童発達支援・放課後等デイサービス及び児童発達支援等デイサービスの質の評価及びその改善を行うため、岡山市において実施する事業の質の向上を図るため、関係機関を窓口とする取組をお願いします。

評価項目	評価内容	評価結果
1	児童発達支援の質	1. 児童発達支援の質
2	放課後等デイサービスの質	1. 児童発達支援の質
3	緊急時等における対応方法及び非常災害対策	1. 児童発達支援の質

公表方法  
ホームページ(公開)   
新聞・雑誌等(公開)   
新聞・雑誌等(非公開)   
インターネットの公開その他の方法により行う

※インターネットの公開その他の方法により行うとあるものは、関係機関を窓口とする取組をお願いします。

評価項目	評価内容	評価結果
1	児童発達支援の質	1. 児童発達支援の質
2	放課後等デイサービスの質	1. 児童発達支援の質
3	緊急時等における対応方法及び非常災害対策	1. 児童発達支援の質

備考  
1 「実施事項」欄には、経営者(代表)「〇」を記載してください。  
2 「担当の氏名」欄には、当該担当を行う事業所又は施設について担当する職員を〇で囲んでください。  
3 「公表方法」欄には、質の評価結果を公開した方法を記載してください。  
4 「評価項目」欄には、変更の欄に対して具体的に記載してください。  
5 「備考」欄には、実施内容の定了した報告にチェックしてください。

# 運営に関する基準

(児童発達支援計画の作成等)

第27条 指定児童発達支援事業所の管理者は、児童発達支援管理責任者に指定児童発達支援に係る通所支援計画(以下この条及び第54条第2項第2号において「児童発達支援計画」という。)の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて通所給付決定保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握(以下この条において「アセスメント」という。)を行い、障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。

3 児童発達支援管理責任者は、アセスメントに当たっては、通所給付決定保護者及び障害児に面接しなければならない。この場合において、児童発達支援管理責任者は、面接の趣旨を通所給付決定保護者及び障害児に対して十分に説明し、理解を得なければならない。

4 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、通所給付決定保護者及び障害児の生活に対する意向、障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、指定児童発達支援の具体的内容、指定児童発達支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した児童発達支援計画の原案を作成しなければならない。この場合において、障害児の家族に対する援助及び当該指定児童発達支援事業所が提供する指定児童発達支援以外の保健医療サービス又は福祉サービスとの連携も含めて児童発達支援計画の原案に位置付けるよう努めなければならない。

5 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、障害児に対する指定児童発達支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)を開催し、児童発達支援計画の原案について意見を求めるものとする。

6 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、通所給付決定保護者及び障害児に対し、当該児童発達支援計画について説明し、文書によりその同意を得なければならない。

7 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画を作成した際には、当該児童発達支援計画を通所給付決定保護者に交付しなければならない。

8 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成後、児童発達支援計画の実施状況の把握(障害児についての継続的なアセスメントを含む。次項において「モニタリング」という。)を行うとともに、障害児について解決すべき課題を把握し、少なくとも6月に1回以上、児童発達支援計画の見直しを行い、必要に応じて、当該児童発達支援計画の変更を行うものとする。

9 児童発達支援管理責任者は、モニタリングに当たっては、通所給付決定保護者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

(1) 定期的に通所給付決定保護者及び障害児に面接すること。

(2) 定期的モニタリングの結果を記録すること。

10 第2項から第7項までの規定は、第8項に規定する児童発達支援計画の変更について準用する。

## 改善を要する事項に係る事例等

- ・児童発達支援管理責任者が、計画の作成に係る会議を開催し、計画の原案の内容について意見を求めている。
- ・通所支援計画等が作成されていない。(提供するサービスの内容について、通所給付決定保護者及び障がい児に対する説明が行われておらず、同意も得られていない。)(担当者会議の内容を記録していない。)
- ・通所支援計画等を通所給付決定保護者に交付していない。
- ・児童発達支援管理責任者によるモニタリングが行われていない。また結果を記録していない。
- ・通所支援計画等の見直しが適切に行われていない。(少なくとも6月に1回以上)

# 運営に関する基準

(児童発達支援管理責任者の責務)

第28条 児童発達支援管理責任者は、前条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 次条に規定する相談及び援助を行うこと。
- (2) 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

(相談及び援助)

第29条 指定児童発達支援事業者は、常に障害児の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、障害児又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(指導、訓練等)

第30条 指定児童発達支援事業者は、障害児の心身の状況に応じ、障害児の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって指導、訓練等を行わなければならない。

- 2 指定児童発達支援事業者は、障害児が日常生活における適切な習慣を確立するとともに、社会生活への適応性を高めるよう、あらゆる機会を通じて支援を行わなければならない。
- 3 指定児童発達支援事業者は、障害児の適性に応じ、障害児ができる限り健全な社会生活を営むことができるよう、より適切に指導、訓練等を行わなければならない。
- 4 指定児童発達支援事業者は、常時1人以上の従業者を指導、訓練等に従事させなければならない。
- 5 指定児童発達支援事業者は、障害児に対して、当該障害児に係る通所給付決定保護者の負担により、指定児童発達支援事業所の従業者以外の者による指導、訓練等を受けさせてはならない。

(食事)

第31条 指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターであるものに限る。第4項において同じ。)において、障害児に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、障害児の健全な発育に必要な栄養量を含むものでなければならない。

- 2 食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに障害児の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。
- 3 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。
- 4 指定児童発達支援事業所においては、障害児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。

(社会生活上の便宜の供与等)

第32条 指定児童発達支援事業者は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜障害児のためのレクリエーション行事を行わなければならない。

- 2 指定児童発達支援事業者は、常に障害児の家族との連携を図るよう努めなければならない。

# 運営に関する基準

## (健康管理)

第33条 指定児童発達支援事業者(児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援の事業を行う者に限る。)は、常に障害児の健康の状況に注意するとともに、通所する障害児に対し、通所開始時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)に規定する健康診断に準じて行わなければならない。

2 前項の指定児童発達支援事業者は、同項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断が行われた場合であって、当該健康診断がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、指定児童発達支援事業者は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における障害児の通所開始前の健康診断	通所する障害児に対する障害児の通所開始時の健康診断
障害児が通学する学校における健康診断	定期の健康診断又は臨時の健康診断

3 指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターであるものに限る。)の従業者の健康診断に当たっては、綿密な注意を払わなければならない。

## (緊急時等の対応)

第34条 指定児童発達支援事業所の従業者は、現に指定児童発達支援の提供を行っているときに障害児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

## (通所給付決定保護者に関する市町村への通知)

第35条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を受けている障害児に係る通所給付決定保護者が偽りその他不正な行為によって障害児通所給付費若しくは特別障害児通所給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

## (管理者の責務)

第36条 指定児童発達支援事業所の管理者は、当該指定児童発達支援事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 指定児童発達支援事業所の管理者は、当該指定児童発達支援事業所の従業者にこの節の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

管理者として、健全な事業運営のため、障がい児、業務全般、事業所全体について把握し、従業者に必要な指示や業務等を指揮命令してください。

## (運営規程)

第37条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程(第43条第1項において「運営規程」という。)を定めておかななければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 利用定員
- (5) 指定児童発達支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) サービスの利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時、事故発生時等における対応方法
- (9) 非常災害対策

# 運営に関する基準

- (10) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
- (11) 身体拘束等の禁止及び緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合の手続
- (12) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (13) 苦情解決体制の整備
- (14) その他運営に関する重要事項

運営規程と重要事項説明書の間で内容が相違していることがあります。

(勤務体制の確保等)

- 第38条 指定児童発達支援事業者は、障害児に対し、適切な指定児童発達支援を提供することができるよう、指定児童発達支援事業所ごとに、従業員の勤務の体制を定め、その勤務の実績とともに記録しておかなければならない。
- 2 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに、当該指定児童発達支援事業所の従業員によって指定児童発達支援を提供しなければならない。ただし、障害児の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
  - 3 指定児童発達支援事業者は、従業員の資質の向上のために研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施しなければならない。
  - 4 指定児童発達支援事業者は、適切な指定児童発達支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。
  - 5 指定児童発達支援事業者は、従業員の計画的な人材育成に努めなければならない。

## 改善を要する事項に係る事例等

- ・事業所ごとに作成すべき勤務予定表(月ごと)が作成されていない。
- ・人員の基準が満たされているか、確認を行っていない。(勤務実績作成し確認してください)
- ・加算の対象となる従業員の勤務時間が明記されていない。(加配算定要件の確認を行っていない)
- ・管理者及び従業員等(特に非常勤職員等の短時間雇用従業員)の勤務条件が雇用契約書等により明確になっていない。
- ・勤務予定表に従業員の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、職種、兼務関係等が明記されていない。
- ・すべての従業員(管理者等)が記載された勤務予定表となっていない。
- ・研修が計画的に実施されていない。または非常勤の従業員について研修が実施されていない。(年間計画を作成してください)

- 従業員が複数の職種を兼務している場合職種ごとの勤務時間を明記する必要があります。
- 管理者は、常に事業所(施設)の人員基準が満たされているかどうか、勤務予定、実績により管理してください。通所給付費等の算定において人員欠如減算の対象となる事業については、人員基準を満たしているかを確認してください。
- 人員基準における職員の「常勤」について誤った認識をしている事業所があります。人員基準において必要な人員の「常勤」と「常勤換算」の違いについてご注意いただき、事業所に配置している職員が人員基準を満たしているかどうか確認してください。
- 実際の利用人数に応じた人員基準や設備基準を満たしていること。
- 加算算定要件について確認をしてください。

# 運営に関する基準

障がい福祉の現場において、全ての障がい福祉サービス等事業者等を対象に、運営基準において、適切な職場環境維持(ハラスメント対策)を求めることとなりました。雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号)第11条第1項及び労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭和41年法律第132号)第30条の2第1項の規定に基づき、事業者には、職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメント(以下「職場におけるハラスメント」という。)の防止のための雇用管理上の措置を講じることが義務づけられていることを踏まえ、規定したものです。事業者が講ずべき措置の具体的な内容及び事業者が講じることが望ましい取組については、次のとおりとなります。なお、セクシュアルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、保護者等から受けるものも含まれることに留意してください。また、障がい児による従業者に対する問題行動については、従業者の就業環境が害されることを防止するため、従業者からの相談(苦情を含む。以下同じ。)に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備等を講じることが望ましいです。さらに、障がい児の問題行動が速減し、障がい児の心身が健やかに成長・発達等するよう支援をしていくことが必要であることに留意してください。

## ア事業者が講ずべき措置の具体的な内容

具体的な内容は、事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針(平成18年厚生労働省告示第615号)及び事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針(令和2年厚生労働省告示第5号。以下「パワーハラスメント指針」という。)において規定されているとおりですが、特に留意されたい内容は以下のとおりです。

### A事業者の方針等の明確化及びその周知・啓発

職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること。

### B相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備

相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、従業者に周知すること。

なお、パワーハラスメント防止のための事業者の方針の明確化等の措置義務については、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第24号)附則第3条の規定により読み替えられた労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第30条の2第1項の規定により、中小企業(資本金が3億円以下又は常時使用する従業員の数が300人以下の企業)は、令和4年4月1日から義務化となり、それまでの間は努力義務とされていますが、適切な勤務体制の確保等の観点から、必要な措置を講じるよう努めてください。

### イ事業者が講じることが望ましい取組について

パワーハラスメント指針においては、顧客等からの著しい迷惑行為(カスタマーハラスメント)の防止のために、事業主が雇用管理上の配慮として行うことが望ましい取組の例として、①相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、②被害者への配慮のための取組(メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して1人で対応させない等)及び③被害防止のための取組(マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組)が規定されているので参考にしてください。

## (業務継続計画の策定等)

第38条の2 指定児童発達支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定児童発達支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

感染症や非常災害の発生時において、支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、従業者に対し、業務継続計画を周知し、定期的年1回以上研修を行ってください。

「障害福祉サービス事業所等における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「障害福祉サービス事業所等における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照してください。

### ア 感染症に係る業務継続計画

a 平時からの備え(体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等)

b 初動対応

c 感染拡大防止体制の確立(保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等)

# 運営に関する基準

## イ 災害に係る業務継続計画

- a 平常時の対応(建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等)
- b 緊急時の対応(業務継続計画発動基準、対応体制等)
- c 他施設及び地域との連携

## (定員の遵守)

第39条 指定児童発達支援事業者は、利用定員及び指導訓練室の定員を超えて、指定児童発達支援の提供を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

## (非常災害対策)

第40条 指定児童発達支援事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、当該事業所が立地する地域の自然条件等を踏まえ、想定される非常災害の種類ごとに、その規模及び被害の程度に応じた非常災害への対応に関する具体的計画を策定するとともに、非常災害時の関係機関への通報及び関係者との連絡の体制を整備し、それらの内容(次項において「計画等」という。)を定期的に従業者に周知しなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、当該事業所の見やすい場所に、計画等の概要を掲示しなければならない。

4 指定児童発達支援事業者は、非常災害に備えるため、第2項の計画に従い、避難又は救出に係る訓練その他必要な訓練を、その実効性を確保しつつ、定期的に行わなければならない。

5 指定児童発達支援事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

6 指定児童発達支援事業者は、非常災害時における利用者等の安全の確保が図られるよう、あらかじめ近隣の自治体、地域住民、指定障害児通所支援事業者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等と相互に支援及び協力を行うための体制の整備に努めるものとする。

7 指定児童発達支援事業者は、非常災害時において、障害者、高齢者、乳幼児等特に配慮を要する者の受入れに努めるものとする。

## (衛生管理等)

第41条 指定児童発達支援事業者は、障害児の使用設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行わなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定児童発達支援事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定児童発達支援事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定児童発達支援事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的3月に1回に開催すること

感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること

従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

## (協力医療機関)

第42条 指定児童発達支援事業者は、障害児の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかななければならない。

# 運営に関する基準

## (掲示)

第43条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定児童発達支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

## (身体拘束等の禁止)

第44条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他障害児の行動を制限する行為(以下この条において「身体拘束等」という。)を行ってはならない。

2 指定児童発達支援事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の障害児の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

身体拘束等の適正化の更なる推進のため、運営基準において施設・事業所が取り組むべき事項が追加されるとともに、減算要件が追加されました。

身体拘束等の適正化を図る措置(①身体拘束等の記録、②委員会の定期開催、③指針の整備、④研修の実施)を講じていない場合令和5年4月から減算されます。

## (虐待等の禁止)

第45条 指定児童発達支援事業所の従業者は、障害児に対し、児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)第2条各号に掲げる行為その他当該障害児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

2 指定児童発達支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定児童発達支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定児童発達支援事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

## (懲戒に係る権限の濫用禁止)

第46条 指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターであるものに限る。)の長たる指定児童発達支援事業所の管理者は、障害児に対し法第47条第1項本文の規定により親権を行う場合であって懲戒するとき又は同条第3項の規定により懲戒に関しその障害児の福祉のために必要な措置をとるときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

# 運営に関する基準

## (秘密保持等)

第47条 指定児童発達支援事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定児童発達支援事業者は、従業者又は管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、指定障害児入所施設等(法第24条の2第1項に規定する指定障害児入所施設等をいう。)、指定障害福祉サービス事業者等(障害者総合支援法第29条第2項に規定する指定障害福祉サービス事業者等をいう。)その他の福祉サービスを提供する者等に対して、障害児又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該障害児又はその家族の同意を得ておかななければならない。

## (情報の提供等)

第48条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を利用しようとする障害児が、これを適切かつ円滑に利用できるように、当該指定児童発達支援事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行わなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

## (利益供与等の禁止)

第49条 指定児童発達支援事業者は、障害児相談支援事業者若しくは障害者総合支援法第5条第18項に規定する一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者(次項において「障害児相談支援事業者等」という。)、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該指定児童発達支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 指定児童発達支援事業者は、障害児相談支援事業者等、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者から、障害児又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

## (苦情解決)

第50条 指定児童発達支援事業者は、その提供した指定児童発達支援に関する障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等必要な措置を講じなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、その提供した指定児童発達支援に関し、法第21条の5の22第1項の規定により市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定児童発達支援事業者の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に関して市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 指定児童発達支援事業者は、市町村長からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村長に報告しなければならない。

5 指定児童発達支援事業者は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力しなければならない。

## (地域との連携等)

第51条 指定児童発達支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

2 指定児童発達支援事業者(児童発達支援センターである児童発達支援事業所において、指定児童発達支援の事業を行うものに限る。)は、通常の事業の実施地域の障害児の福祉に関し、障害児若しくはその家庭又は当該障害児が通い、在学し、若しくは在籍する保育所、学校教育法に規定する幼稚園、小学校(義務教育学校の前期課程を含む。)若しくは特別支援学校若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園その他児童が集団生活を営む施設からの相談に応じ、助言その他の必要な援助を行うよう努めなければならない。

# 運営に関する基準

## (事故発生時の対応)

第52条 指定児童発達支援事業者は、障害児に対する指定児童発達支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該障害児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について、記録しなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、障害児に対する指定児童発達支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

様式 障害者・障害児事業者 利用者事故等報告書 <https://www.city.okayama.jp/jigyosha/0000007709.html> (ID 7709)

## (会計の区分)

第53条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに経理を区分するとともに、指定児童発達支援の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

## (記録の整備)

第54条 指定児童発達支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、障害児に対する指定児童発達支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 第21条第1項に規定する提供した指定児童発達支援に係る必要な事項の提供の記録

(2) 児童発達支援計画

(3) 第35条の規定による市町村への通知に係る記録

(4) 第38条第1項に規定する勤務の体制等の記録

(5) 第44条第2項に規定する身体拘束等の記録

(6) 第50条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(7) 第52条第2項に規定する事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

(8) 法第6条の2の2第2項に規定する障害児通所支援に関する費用等及び第23条第1項から第3項までに規定する利用者負担額等に関する請求及び受領等の記録

# 運営に関する基準 経過措置リンク先

## 1. 感染症の発生及びまん延の防止等に関する取組みの義務化

- ▶ 委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練の実施等について [令和6年4月1日から義務化](#)

厚生労働省 感染対策マニュアル・業務継続ガイドライン等

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_15758.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15758.html)

障害福祉サービス事業所等における感染対策指針作成の手引き

<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/000712997.pdf>

## 2. 業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練実施の義務化

- ▶ 業務継続に向けた計画策定や研修 訓練の実施等について [令和6年4月1日から義務化](#)

厚生労働省 感染対策マニュアル・業務継続ガイドライン等

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_15758.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15758.html)

障害福祉サービス事業所等における自然災害発生時の業務継続ガイドライン等

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_17517.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_17517.html)

障害福祉サービス事業所等における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン

<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/000940032.pdf>

## 3. 障害者虐待防止に係る取組みの義務化

- ▶ 委員会の開催や研修の実施等について [令和4年4月1日から義務化](#)

厚生労働省 障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き令和4年4月

<https://www.mhlw.go.jp/content/000944498.pdf>

## 4. 身体拘束等の適正化に係る取組みの義務化

- ▶ 委員会の開催、指針の整備、研修の実施等について [令和4年4月1日から義務化](#)

厚生労働省 虐待防止通知・関連資料等

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/shougaihashukushi/gyakutaiboushi/tsuuchi.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaihashukushi/gyakutaiboushi/tsuuchi.html)

厚生労働省 障害者虐待防止法の理解と対応

<https://www.mhlw.go.jp/content/000686501.pdf>

- 感染症の発生及びまん延の防止等に関する取組の徹底を求める観点から、事業者の取組みとして、  
**①感染対策委員会の定期開催及び結果の従業員周知徹底**、**②指針の整備**、**③定期的な研修・訓練の実施**が義務付けられました。3年間の経過措置(令和6年3月31日まで)の後、**令和6年4月1日から義務化**されます。



### ① 感染対策委員会の定期開催及び結果の従業員周知徹底の義務化

- 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(**感染対策委員会**)を指します。(テレビ電話装置等を活用して行うことも可能)
- **感染対策委員会の定期的な開催**及び、**検討結果を従業員に対し、周知徹底を図ることが義務化**されます。



### ② 指針の整備の義務化

- 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための**指針の整備**が義務化されます。
- 指針には、**平常時の対策**と、**発生時の対応**を規定する必要があります。
- それぞれの項目の記載内容の例については、厚生労働省資料「[障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル](#)」も踏まえて検討してください。



### ③ 定期的な研修・訓練の実施の義務化

- 従業員に対して、感染症の予防及びまん延の防止のための**研修及び訓練の定期的な実施**が義務化されます。
- **研修**は、厚生労働省資料「[障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル](#)」等を活用し、事業所内で行うものでも差し支えありません。
- **訓練**は、机上を含めその実施手法は問いませんが、机上及び実地での訓練を適切に組み合わせて実施してください。

【②③の参考】(厚生労働省)感染対策マニュアル  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_15758.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15758.html)



**児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成二十四年厚生労働省令第十五号)**

(衛生管理等)

第四十一条(略)

- 2 指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。
- 一 当該指定児童発達支援事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
  - 二 当該指定児童発達支援事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
  - 三 当該指定児童発達支援事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

**児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について(平成24年3月30日障発0330第12号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)**

(31) 衛生管理等(基準第41条)(略)

② 同条第2項に規定する感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように講ずるべき措置については、具体的には次のアからエまでの取扱いとすること。

ア 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会当該指定児童発達支援事業所等における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(以下「感染対策委員会」という。)であり、幅広い職種(例えば、施設長(管理者)、事務長、医師、看護職員、児童指導員、栄養士又は管理栄養士)により構成する。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の感染対策を担当する者(以下「感染対策担当者」という。)を決めておくことが必要である。**感染対策委員会は、入所者の状況など指定児童発達支援事業所の状況に応じ、おおむね3月に1回以上、定期的を開催するとともに、**感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要がある。

感染対策委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、障害のある者が参加する場合には、その障害の特性に応じた適切な配慮を行うこと。この際、個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等を遵守すること。

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について(平成24年3月30日障発0330第12号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)

(31) 衛生管理等(基準第41条)(略)

なお、感染対策委員会は、運営委員会など指定児童発達支援事業所の他の委員会と独立して設置・運営することが必要であるが、関係する職種、取り扱う事項等が相互に関係が深いと認められる他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。感染対策担当者は看護師であることが望ましい。

また、指定児童発達支援事業所外の感染管理等の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。

イ 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針

指定児童発達支援事業所における「感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針」には、平常時の対策及び発生時の対応を規定する。

平常時の対策としては、指定児童発達支援事業所内の衛生管理(環境の整備、排泄物の処理、血液・体液の処理等)、日常の支援にかかる感染対策(標準的な予防策(例えば、血液・体液・分泌液・排泄物(便)などに触れるとき、傷や創傷皮膚に触れるときどのようにするかなどの取り決め)、手洗いの基本、早期発見のための日常の観察項目)等、発生時の対応としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携、医療処置、行政への報告等が想定される。また、発生時における指定児童発達支援事業所内の連絡体制や前記の関係機関への連絡体制を整備し、明記しておくことも必要である。

なお、それぞれの項目の記載内容の例については、「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル」も踏まえて検討すること。

ウ 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修

従業者に対する「感染症の予防及びまん延の防止のための研修」の内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該指定児童発達支援事業所における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的な支援の励行を行うものとする。職員教育を組織的に浸透させていくためには、当該指定児童発達支援事業所が指針に基づいた研修プログラムを作成し、**定期的な教育(年2回以上)を開催するとともに、新規採用時には必ず感染対策研修を実施することが重要である**。また、調理や清掃などの業務を委託する場合には、委託を受けて行う者に対しても、指定児童発達支援事業所の指針が周知されるようにする必要がある。

また、研修の実施内容についても記録することが必要である。研修の実施は、厚生労働省「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル」等を活用するなど、指定児童発達支援事業所内で行うものでも差し支えなく、当該指定児童発達支援事業所の実態に応じ行うこと。

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について(平成24年3月30日障発0330第12号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)

(31) 衛生管理等(基準第41条)(略)

エ 感染症の予防及びまん延の防止のための訓練

平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練(シミュレーション)を定期的(年2回以上)に行うことが必要である。訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、指定児童発達支援事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上での支援の演習などを実施するものとする。

訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。

- 感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続してサービスを受けられるよう、事業者の取組みとして、  
①サービスの提供を継続的に実施するための計画(業務継続計画)の策定、②定期的な研修及び訓練の実施、  
③定期的な業務継続計画の見直しが義務付けられました。(他のサービス事業者との連携により行うことも差し支えない)。3年間の経過措置(令和6年3月31日まで)の後、令和6年4月1日から義務化されます。



### ① 業務継続計画の策定の義務化

- **業務継続計画**とは、感染症や災害が発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画です。
- 業務継続計画には、以下の項目等の記載が必要です。

- ・**感染症**に係る業務継続計画
  - ▶ 平時からの備え、初動対応、感染拡大防止体制の確立
- ・**災害**に係る業務継続計画
  - ▶ 平常時及び緊急時の対応、他施設及び地域との連携

各項目の記載内容については、厚生労働省資料「[障害福祉サービス事業所等における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン](#)」及び「[障害福祉サービス事業所等における自然災害発生時の業務継続ガイドライン](#)」を参照してください。



### ③ 業務継続計画の定期的な見直し

- 業務継続計画は**定期的に見直し**を行い、必要に応じて変更してください。



### ② 定期的な研修・訓練の実施の義務化

- 従業者に対して**業務継続計画について周知**するとともに、**必要な研修及び訓練の定期的な実施(年1回以上(※))**が義務化されます。
- **研修の実施内容**についても記録してください。
- 訓練(シミュレーション)は、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実施する支援の演習等を実施してください。

※障害者支援施設及び障害児入所施設は、「**年2回以上**」の実施

#### 【①②の参考】

- 障害福祉サービス事業所等における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_15758.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15758.html)

- 障害福祉サービス事業所等における自然災害発生時の業務継続ガイドライン

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_17517.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_17517.html)

- 業務継続計画作成支援に関する研修動画

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/kaigo\\_koureisha/douga\\_00003.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00003.html)

**児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成二十四年厚生労働省令第十五号)**

(業務継続計画の策定等)

第三十八条の二 指定児童発達支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定児童発達支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定児童発達支援事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行う必要がある。
- 3 指定児童発達支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

**児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について(平成24年3月30日障発0330第12号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)****(28) 業務継続計画の策定等(基準第38条の2)**

① 基準第38条の2は、指定児童発達支援事業者は、感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して指定児童発達支援の提供を受けられるよう、指定児童発達支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定するとともに、当該業務継続計画に従い、従業者に対して、必要な研修及び訓練(シミュレーション)を実施しなければならないこととしたものである。なお、業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施については、基準第38条の2に基づき指定児童発達支援事業者の実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。また、感染症や災害が発生した場合には、従業者が連携して取り組むことが求められることから、研修及び訓練の実施にあたっては、全ての従業者が参加できるようにすることが望ましい。

なお、業務継続計画の策定等に係る義務付けの適用に当たっては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第10号。以下「令和3年改正省令」という。)附則第3条において、3年間の経過措置を設けており、令和6年3月31日までの間は、努力義務とされている。

② 業務継続計画には、以下の項目等を記載すること。なお、各項目の記載内容については、「障害福祉サービス事業所等における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「障害福祉サービス事業所等における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照されたい。また、想定される災害等は地域によって異なるものであることから、項目については実態に応じて設定すること。なお、感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することを妨げるものではない。

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について(平成24年3月30日障発0330第12号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)

(28) 業務継続計画の策定等(基準第38条の2)

ア 感染症に係る業務継続計画

a 平時からの備え(体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等)

b 初動対応

c 感染拡大防止体制の確立(保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等)

イ 災害に係る業務継続計画

a 平常時の対応(建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等)

b 緊急時の対応(業務継続計画発動基準、対応体制等)

c 他施設及び地域との連携

③ 研修の内容は、感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うものとする。**職員教育を組織的に浸透させていくために、定期的(年1回以上)な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施することが望ましい。**また、研修の実施内容についても記録すること。なお、感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えない。

④ 訓練(シミュレーション)においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、**業務継続計画に基づき、指定児童発達支援事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践する支援の演習等を定期的(年1回以上)に実施するものとする。**

なお、感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えない。訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。

- 障がい者虐待防止の更なる推進のため、事業者の取組みとして、①虐待防止委員会の定期開催及び結果の従業員周知徹底、②定期的な研修の実施、③虐待防止のための担当者の配置が義務付けられました。  
1年間の経過措置期間(令和4年3月31日まで)の後、令和4年4月1日から義務化されます。



### ① 虐待防止委員会の定期開催及び結果の従業員周知徹底の義務化

- 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(虐待防止委員会)を指します。  
(テレビ電話装置等を活用して行うことも可能)
- 虐待防止委員会の定期的な開催及び、検討結果を従業員に対し、周知徹底を図ることが義務化されます。



### ② 定期的な研修の実施の義務化

- 従業員に対して、虐待の防止のための研修の定期的な実施(年1回以上)が義務化されます。
- 研修は虐待防止委員会が作成した研修プログラムを年1回以上実施し、新規採用時には必ず虐待防止の研修を実施してください。



### ③ 虐待防止等のための担当者の配置の義務化

- 虐待防止委員会の定期開催や虐待の防止のための研修の定期的な実施等の措置を適切に実施するための担当者を配置することが義務化されます。
- 虐待防止のための担当者については、サービス提供責任者等(※)を配置してください。

(※)サービス管理責任者や児童発達支援管理責任者、相談系サービス(地域移行支援・地域定着支援・計画相談支援・障害児相談支援)は「相談支援専門員」が該当します。

### 【①②の参考】(厚生労働省ホームページ)

- 「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」  
(令和4年4月)  
<https://www.mhlw.go.jp/content/000944498.pdf>
- 「障害者虐待防止の理解と対応」  
<https://www.mhlw.go.jp/content/000686501.pdf>
- 「わかりやすい障害者虐待防止法パンフレット」  
<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12200000-Shakaiengokuyokushougaihokenfukushibu/0000121196.pdf>

**児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成二十四年厚生労働省令第十五号)****(虐待等の禁止)**

第四十五条 指定児童発達支援事業所の従業者は、障害児に対し、児童虐待の防止等に関する法律(平成十二年法律第八十二号)第二条各号に掲げる行為その他当該障害児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

2 指定児童発達支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 当該指定児童発達支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- 二 当該指定児童発達支援事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- 三 前二号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

**児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について(平成24年3月30日障発0330第12号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)****(35) 虐待等の禁止(基準第45条)**

基準第45条は、指定児童発達支援事業所の従業者は、障害児に対し虐待等の行為を禁止したものである。

① 同条第2項第1号の虐待防止委員会の役割は、

- ・ 虐待防止のための計画づくり(虐待防止の研修、労働環境・条件を確認・改善するための実施計画づくり、指針の作成)
- ・ 虐待防止のチェックとモニタリング(虐待が起こりやすい職場環境の確認等)
- ・ 虐待発生後の検証と再発防止策の検討(虐待やその疑いが生じた場合、事案検証の上、再発防止策を検討、実行)の3つがある。

虐待防止委員会の設置に向けては、構成員の責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の虐待防止担当者(必置)を決めておくことが必要であり、虐待防止委員会の構成員には、利用者やその家族、専門的な知見のある外部の第三者等も加えることが望ましい。

なお、事業所単位でなく、法人単位での委員会設置も可であるため、事業所の規模に応じた対応を検討すること。

虐待防止委員会の開催に必要な人数については事業所の管理者や虐待防止担当者(必置)が参画していれば最低人数は問わないが、委員会での検討結果を従業者に周知徹底することが必要である。

なお、**虐待防止委員会は、少なくとも1年に1回は開催**することが必要であるが、身体拘束等適正化検討委員会と関係する職種等が相互に関係が深いと認めることも可能であることから、虐待防止委員会と一体的に設置・運営することも差し支えない。

指定児童発達支援事業所が、報告、改善のための方策を定め、周知徹底する目的は、虐待の防止のための対策について、事業所全体で情報共有し、今後の未然防止、再発防止につなげるためのものであり、決して従業者の懲罰を目的としたものではないことに留意することが必要

である。

具体的には、次のような対応を想定している。

ア 虐待(不適切な対応事例も含む)が発生した場合、当該事案について報告するための様式を整備すること。

イ 従業者は、虐待の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、アの様式に従い、虐待について報告すること。

ウ 虐待防止委員会において、イにより報告された事例を集計し、分析すること。

エ 事例の分析に当たっては、虐待の発生時の状況等を分析し、虐待の発生原因、結果等を取りまとめ、当該事例の再発防止策を検討すること。

オ 労働環境・条件について確認するための様式を整備するとともに、当該様式に従い作成された内容を集計、報告し、分析すること。

カ 報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること。

キ 再発防止策を講じた後に、その効果について検証すること。

② 指定児童発達支援事業所は次のような項目を定めた「虐待防止のための指針」を作成することが望ましい。

ア 事業所における虐待防止に関する基本的な考え方

イ 虐待防止委員会その他施設内の組織に関する事項

ウ 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

エ 施設内で発生した虐待の報告方法等の方策に関する基本方針

オ 虐待発生時の対応に関する基本方針

カ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

キ その他虐待防止の適正化の推進のために必要な基本方針

③ 同条同項第2号の従業者に対する虐待防止のための研修の実施に当たっては、虐待防止の基礎的内容等適切な知識を普及・啓発するとともに、指針を作成した事業所においては当該指針に基づき、虐待防止の徹底を図るものとする。

職員教育を組織的に徹底させていくためには、指定児童発達支援事業所の虐待防止委員会が作成した研修プログラムを実施し、**定期的な研修を実施(年1回以上)**するとともに、**新規採用時には必ず虐待防止の研修を実施**することが重要である。

また、研修の実施内容について記録することが必要である。なお、研修の実施は、施設内で行う職員研修及び協議会又は基幹相談支援センター等が実施する研修に事業所が参加した場合でも差し支えない。

④ 同条同項第3号の**虐待防止のための担当者については、児童発達支援管理責任者等を配置すること。**

## 身体拘束廃止未実施減算について

①～④のいずれかに当てはまる場合は減算とする。

①身体拘束等に係る記録が行われていない場合

②身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を1年に1回以上開催していない場合

③身体拘束等の適正化のための指針を整備していない場合

④身体拘束等の適正化のための研修を1年に1回以上実施していない場合

○ 当該減算については、上記の①～④のいずれかに該当する事実が生じた場合であって、速やかに改善計画を指定権者に提出した後、事実発生日から3月後に改善計画に基づく改善状況を指定権者に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者全員に対して、1日につき5単位を所定単位数から減算する。

● 訪問系サービス(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援)の場合

▶ 令和5年3月31日までの間は、①～④のいずれかに該当する場合であっても減算しない。

● その他サービス(※)の場合

▶ 令和5年3月31日までの間は、②～④のいずれかに該当する場合であっても減算しない。

※その他サービス

療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、共同生活援助、自立訓練(機能訓練・生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設

## 【参考資料】

● 「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」(令和4年4月)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000944498.pdf>

**児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成二十四年厚生労働省令第十五号)****(身体拘束等の禁止)**

第四十四条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他障害児の行動を制限する行為(以下この条において「身体拘束等」という。)を行ってはならない。

2 指定児童発達支援事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の障害児の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- 二 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- 三 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

**児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について(平成24年3月30日障発0330第12号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)****(34) 身体拘束等の禁止(基準第44条)**

① 基準第44条第1項及び第2項は、障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってはならず、緊急やむを得ない場合に身体拘束等を行う場合にあっては、その態様及び時間、その際の障害児の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこととしたものである。

② 同条第3項第1号の「身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会」(以下「身体拘束適正化検討委員会」という。)は、事業所に従事する幅広い職種により構成する。構成員の責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の身体拘束等の適正化対応策を担当する者を決めておくことが必要である。身体拘束適正化検討委員会には、第三者や専門家を活用することが望ましく、その方策として、医師(精神科専門医等)、看護職員等の活用が考えられる。また、事業所単位でなく、法人単位での委員会設置も可能であるため、事業所の規模に応じた対応を検討すること。

なお、身体拘束適正化検討委員会は、少なくとも1年に1回は開催することが望ましいが、虐待防止委員会と関係する職種等が相互に関係が深いと認めることも可能であることから、虐待防止委員会と一体的に設置・運営すること(虐待防止委員会において、身体拘束等の適正化について検討する場合も含む。)も差し支えない。

指定児童発達支援事業所が、報告、改善のための方策を定め、周知徹底する目的は、身体拘束等の適正化について、事業所全体で情報共有し、不適切な身体拘束等の再発防止や身体拘束等を行わない支援方法の検討につなげるためのものであり、決して従業者の懲罰を目的としたものではないことに留意することが必要である。

**身体拘束適正化検討委員会における具体的な対応**は、次のようなことを想定している。

ア 身体拘束等について報告するための様式を整備すること。

イ 従業者は、身体拘束等の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、アの様式に従い、身体拘束等について報告すること。

ウ 身体拘束適正化検討委員会において、イにより報告された事例を集計し、分析すること。

エ 事例の分析に当たっては、身体拘束等の発生時の状況等を分析し、身体拘束等の発生原因、結果等を取りまとめ、当該事例の適正性と適正化策を検討すること。

オ 報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること。

カ 適正化策を講じた後に、その効果について検証すること。

③ 同条同項第2号の指定児童発達支援事業所が整備する「**身体拘束等の適正化のための指針**」には、**次のような項目を盛り込む**こととする。

ア 事業所における身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方

イ 身体拘束適正化検討委員会その他事業所内の組織に関する事項

ウ 身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針

エ 事業所内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針

オ 身体拘束等発生時の対応に関する基本方針

カ 障害児又はその家族等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

キ その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

④ 同条同項第3号の従業者に対する身体拘束等の適正化のための研修の実施に当たっては、身体拘束等の適正化の基礎的内容等適切な知識を普及・啓発するとともに、当該指定児童発達支援事業所における指針に基づき、適正化の徹底を図るものとする。

職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該指定児童発達支援事業所が指針に基づいた研修プログラムを作成し、**定期的な研修を実施(年一回以上)**するとともに、**新規採用時には必ず身体拘束等の適正化の研修を実施**することが重要である。

また、研修の実施内容について記録することが必要である。なお、研修の実施に当たっては、事業所内で行う職員研修で差し支えなく、他の研修と一体的に実施する場合や他の研修プログラムにおいて身体拘束等の適正化について取り扱う場合、例えば、虐待防止に関する研修において身体拘束等の適正化について取り扱う場合は、身体拘束等の適正化のための研修を実施しているものとみなして差し支えない。

令和3年7月1日施行の基準省令改正により、利用者の利便性向上や指定障害福祉サービス事業者等(障害者支援施設、障害児通所支援事業者、障害児入所施設、特定相談支援、障害児相談支援を含みます)の業務負担軽減等を図る観点から、**事業者等における諸記録の作成や保存並びに利用者等への説明や同意等のうち書面で行うものについて、原則として電磁的記録による対応が可能**となります。

### 主な改正点

1. 指定障害福祉サービス事業者等における諸記録の作成、保存等について、原則として電磁的記録による対応が可能
2. 利用者等への説明、同意等のうち、書面で行うものについて、原則として電磁的方法による対応が可能

### 電磁的記録による諸記録の作成、保存等ができないもの

**以下の①②に記載するものは、電磁的記録による作成、保存等は認められていません。**  
従来どおりの取扱いとなりますので、ご注意ください。

- ① 受給者証への記載が義務付けられているもの(受給者証記載事項)  
例) 提供サービス内容、契約支給量、入所(入居)又は退所(退去)に際する事業所(者)の名称、入所(入居)又は退所(退去)の年月日その他の必要な事項
- ② 受給者証に記載された内容により確認することが義務付けられているもの  
例) 記載支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等

# 運営実地指導における主な指摘事項

	対象サービス	指導項目 (標題)	改善を要する事項に係る事例等 (誤った取扱い事例等)	事業者として対応が求められる内容 (適正な取扱い等)	主な根拠条文等
1	全サービス	事業者の一般原則	利用者の人権の擁護、虐待の防止等のための従業者に対する研修が実施されていなかった。	利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、従業者に対し、人権擁護・虐待防止等の研修を実施する等の措置を講ずること。	基準条例第3条ほか
2	児童発達支援、放課後等デイサービス	従業者の員数	利用定員10名の事業所が、定員を超過して11人目の障害児を受け入れていたが、従業者の配置は2名のままであったため、人員欠如となっていた。	従業者の員数は、障害児の数が10までの場合は2以上、10を超える場合は10を超えて5又はその端数を増すごとに1を加えた数以上の配置が必要である。 ※障害児の数とは、定員の数ではなく、実際に当日に利用した実利用児の数である。	基準条例第5条
3	児童発達支援、放課後等デイサービス	従業者の員数	人員基準を満たしているか否かの確認について、毎月の勤務実績管理ができておらず、曖昧な状況であった。	複数の事業所を兼務する職員については、それぞれの事業所で勤務した時間が分かるよう適切な記録・管理を行い、人員基準を満たしているか毎月確認すること。	基準条例第5条
4	児童発達支援、放課後等デイサービス	設備	指定サービスの利用児と日中一時支援等の他のサービスの利用者を、混同した状態でサービス提供していた。	指定障害児通所支援のサービスは、専用の設備をもって提供することになっており、日中一時支援等他のサービスと同一場所で混在する状態でサービスを提供することは不可である。	基準条例第9条
5	全サービス	契約支給量の報告等	利用契約をしたときは、通所受給者証記載事項その他必要な事項を支給決定市町村に対する報告が遅れていた。	利用に係る契約をしたときは、通所受給者証記載事項等の必要な事項を支給決定市町村に遅滞なく報告すること。	基準条例第13条
6	全サービス	サービスの提供の記録	サービスを提供した際に、提供日、時間、内容、加算その他必要な事項を、提供の都度記録しておらず、また、保護者から確認を受けていない。	サービス提供の記録は、提供日、提供した具体的なサービス内容、利用者負担額等の必要事項を提供の都度、漏れなく記載し、その都度、保護者から確認を受けること。	基準条例第21条
7	全サービス	給付費の額に係る通知等	法定代理受領により給付費の支給を受けたが、利用者にもその額を通知していなかった。	法定代理受領により市町村から給付費の支給を受けた場合は、利用者に対し給付費の額を通知すること。	基準条例第25条
8	全サービス	個別支援計画の作成等	児童発達支援管理責任者以外の者が個別支援計画を作成していた。	管理者は、児童発達支援管理責任者に個別支援計画の作成に関する業務を担当させること。	基準条例第27条
9	全サービス	個別支援計画の作成等	アセスメントが、通所支援計画の原案の作成前に行われていない。	児童発達支援管理責任者は、アセスメントに基づき、通所支援計画の原案の作成すること。	基準条例第27条
10	全サービス	個別支援計画の作成等	通所支援計画の作成の際に、担当者会議を開催していない。	個別支援計画の作成においては、サービス提供に当たる担当者を招集して行う会議を開催し、その原案について意見を求めること。	基準条例第27条
11	全サービス	個別支援計画の作成等	通所支援計画の作成後、6か月ごとの計画の見直しが行われていない。	児童発達支援管理責任者は、通所支援計画の作成後、計画の実施状況の把握を行うとともに、少なくとも6か月に1回以上計画の見直しを行うこと。	基準条例第27条
12	通所系サービス	定員の遵守	やむを得ない理由の確認が不十分な状態で、利用定員を超えた受け入れが確認された。	給付費の減算の有無に関わらず、原則として定員は遵守すべきものであり、利用定員を超えた受け入れについては、適正なサービスの提供が確保されることを前提とし、地域の社会資源の状況等から新規の障害児を受け入れる必要がある等やむを得ない事由が存在する場合に限り可能とされている。	基準条例第39条
13	児童発達支援、放課後等デイサービス	非常災害対策	○事業所の条件を踏まえた具体的な計画が作成されていなかった。	事業所が立地する地域の自然条件等を踏まえ、想定される非常災害の種類ごとに、その規模及び被害の程度に応じた非常災害への対応に関する具体的な計画を策定するとともに、避難又は救出に係る訓練その他必要な訓練を、その実効性を確保しつつ、定期的に行うこと。また、避難確保計画を作成すること。	基準条例第40条

# 運営実地指導における主な指摘事項

14	全サービス	身体拘束適正化	身体拘束等の適正化のための取組が適切に行われていない。	指定児童発達支援事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずること。 ① 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。 ② 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。 ③ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。	基準条例第44条
15	全サービス	虐待等の禁止	虐待等の防止の取組が行われていない。	指定児童発達支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講ずること。 ① 当該指定児童発達支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。 ② 当該指定児童発達支援事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。 ③ ①及び②に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。	基準条例第45条
16	全サービス	秘密保持等	○従業員に対し、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者の個人情報を、在職中並びに退職後も漏らさないよう、就業規則に規定されていない。 ○従業者について、秘密保持の誓約書の徴取がされていなかった。	従業員に対し、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者の個人情報を、在職中並びに退職後も漏らすことがないように、従業者との雇用時等に取り決めを行うなど、必要な措置を講ずること。	基準条例第47条
17	全サービス	情報の提供等	事務所内に重要事項説明書等の掲示がない。掲示に代わるファイル等を準備していない。	事業者は、事業所の見やすい場所に。運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力医療機関、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示すること。	基準条例第48条
18	全サービス	事故発生時の対応	利用児へのサービス提供により事故が発生した場合において、県、市町村、当該利用児の家族等に連絡がされていない。	受診を伴う事故等が発生した場合は、速やかに県等の関係機関へ連絡を行うこと。	基準条例第52条
19	全サービス	会計の区分	日中一時支援等のその他の事業との会計が区分されていないかった。	指定サービスの種別ごとの事業及び指定サービス以外のその他の事業とは、会計を区分して管理すること。	基準条例第53条
20	放課後等デイサービス	放課後等デイサービス費	○学校教育法施行規則第61条において、休業日と定められていない日にサービス提供を行った際に、休業日の単価で請求を行っていた。 ○本人都合で学校を休み事業所を利用していた際に、休業日の単価で請求を行っていた。	学校教育法施行規則第61条に定める休業日に該当しない場合は、授業終了後の単価を適用すること。	報酬告示 別表第3の1注1及び注2、留意事項通知第二の2(3)①
21	保育所等訪問支援	個別支援計画未作成減算	通所支援計画が作成されていない期間に、保育所等訪問支援の基本報酬が請求されていた。	指定通所基準の規定に従い、通所支援計画の作成が適切に行われていない場合には、報酬告示等の規定に基づき、障害児通所給付費を減算すること。	報酬告示 別表第5の1の注2(1)、留意事項通知第二の1(7)
22	通所系サービス	自己評価結果等未公表減算	自己評価等の公表を指定権者に届出されていないにもかかわらず、報酬の減算をしていなかった。	自己評価結果等の公表を指定権者に届出されていない場合は、届出がされていない月から当該状態が解消されるに至った月まで、減算を適用すること。	留意事項通知第二の1通則(8)

# 運営実地指導における主な指摘事項

23	通所系サービス	児童指導員等加配加算	職員の変動により、加配職員の要件を満たしていないにもかかわらず、加算を算定していた。	加算の算定に当たっては、加算の要件を満たしていることを確認すること。また、加算が算定できなくなった場合や加配職員に異動が生じた場合は、速やかに体制届(軽微変更届)を提出すること。	報酬告示 別表第3の1注7(1)、留意事項通知第二の2(3)②ほか
24	通所系サービス	児童指導員等加配加算	管理責任者が配置されていない期間であるにもかかわらず、児童指導員等加配加算を算定していた。	管理責任者が配置されていない期間は、児童指導員加配加算が算定出来ない。加算の算定に当たっては、加算の要件を満たしていることを確認すること。また、加算が算定できなくなった場合や加配職員に異動が生じた場合は、速やかに体制届(軽微変更届)を提出すること。	報酬告示 別表第3の1注7(1)、留意事項通知第二の2(3)②ほか
25	通所系サービス	家庭連携加算	障害児の居宅を訪問して、障害児及びその家族等に対する相談援助等の支援を行った際の記録が不十分だった。	算定する単位区分に応じた支援となっていることが確認できるように、相談援助を行った場所、訪問に要した時間、相談援助の内容を記録すること。	報酬告示別表第3の2、留意事項通知第二の2(3)⑥ほか
26	通所系サービス	家庭連携加算	通所支援計画の内容説明に要した時間を加算の算定時間に含めていた。	通所支援計画の内容説明に要した時間は本加算の算定時間には含めないこと。	報酬告示別表第1の2、留意事項通知第二の2(3)⑥ほか
27	通所系サービス	家庭連携加算	家庭連携加算に係る訪問による利用児童及びその家族等に対する相談援助等が、個別支援計画に位置付けられていなかった。	当該加算に係る訪問による相談援助等を個別支援計画に位置付けた上で、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得ること。	報酬告示別表第1の2、留意事項通知第二の2(3)⑥ほか
28	放課後等デイサービス	送迎加算	学校と事業所間の送迎を行っているが、アセスメントに送迎の要否に関する記録がない。※個別支援計画にはある。	放課後等デイサービスにおいて送迎加算を算定し、学校と事業所間の送迎を行う場合には、障害児支援利用計画(もしくは学校、事業所、保護者の三者の間で調整した上個別支援計画)に記載し計画に沿って実施すること。	報酬告示別表第3-9及び平成24年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A問109
29	通所系サービス	事業所内相談支援加算	相談援助を30分以上行っているとのことだが、記録で確認できなかった。	事業所内相談支援加算は、相談援助が30分に満たない場合は算定することができない。加算算定の根拠記録として、相談援助を行った場合は、相談援助を行った日時及び相談内容の要点に関する記録を行うこと。	留意事項通知第二の2(1)⑥ほか
30	通所系サービス	事業所内相談支援加算	事業所内相談支援加算に係る利用児童及びその家族等に対する相談援助が、個別支援計画に位置付けられていなかった。	当該加算に係る相談援助を個別支援計画に位置付けた上で、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得ること。また、相談援助を行った場合は、日時、対応者、内容に関する記録を行うこと。	留意事項通知第二の2(1)⑥ほか
31	通所系サービス	延長支援加算	延長支援加算を算定しており、保育士・児童指導員が対応しているとのことだが、出勤簿上延長支援時間帯に従事した記録がない。	延長時間帯に直接処遇職員を1人以上配置すること。	報酬告示別表第1の12ほか

# 運営実地指導における主な指摘事項

32	通所系サービス	欠席時対応加算	<p>○利用児が急病等によりその理由を中止した場合において、記録様式を整備していたが、次回の利用の促進、相談援助の実施等の実施の有無のみのチェックとなっており、相談援助の内容の記載がされておらず、記録が不十分であった。</p> <p>○欠席連絡を受けた日付の記入がなかった。</p>	<p>利用児が急病等によりその理由を中止した場合において、従業者が、利用児又はその家族等との連絡調整その他の相談援助を行う場合は、当該障害児の状況を確認し、引き続きサービスの利用を促すなどの相談援助を行うとともに、その内容を記録することが必要である。</p>	留意事項通知第二の2(1)⑪ほか
33	通所系サービス	関係機関連携加算	<p>○関係機関との会議の開催について、あらかじめ保護者の同意が見受けられなかった。</p> <p>○加算を算定する場合、関係機関との連絡調整等を踏まえていることがわかるよう、通所支援計画に連携の具体的方法等を記載することが必要であるが、この連携の具体的方法が記載されていなかった。</p> <p>○会議記録について、出席者や開催日時が記録されていなかった。</p>	<p>関係機関との会議又は連絡調整等を行った場合は、その出席者、開催日時、内容の要旨に加えて、個別支援計画に反映させるべき内容についても記録すること。また、関係機関との会議の結果や日々の連絡調整等を踏まえ、個別支援計画に関係機関との連携の具体的な方法等を記載し、個別支援計画を作成又は見直しをすること。連携の具体的な方法等の記載に当たっては、関係機関との連絡調整等を踏まえていることが通所給付決定保護者にわかるよう留意すること。なお、個別支援計画に基づき関係機関との連携を継続しながら、計画の見直し等に反映させること。</p>	留意事項通知第二の2(1)⑮の2ほか
34	通所系サービス	福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)、(Ⅱ)	<p>福祉専門職員配置等加算の算定に当たって、届け出ている福祉専門職員の配置状況が実態と異なっていた。</p>	<p>社会福祉士等の有資格者に係る福祉専門職員の配置状況に異動が生じた場合は、要件確認を要することから届出(軽微変更)を行うこと。</p>	報酬告示第122号別表第1の5ほか
35	全サービス	福祉・介護職員処遇改善加算(特別、特定を含む)	<p>書面により従業者へ周知を行うと計画されていたが、その書面がなく、周知されているかどうかを確認できなかった。</p>	<p>福祉・介護職員(特別・特定)処遇改善加算の算定に当たっては、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施方法その他の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知すること。また、その周知資料等を保存すること。</p>	報酬告示別表第一の13等、R4.7.22障障発0722第1号厚生労働省障害福祉課長通知

# 加算算定・報酬区分について

## 届出に係る加算等の算定の開始時期

届出に係る加算等(算定される単位数が増えるものに限る。以下同じ。)については、利用者や指定障害児相談支援事業者等に対する周知期間を確保する観点から、届出が毎月15日以前になされた場合には翌月から、16日以降になされた場合に翌々月から、算定を開始するものとする。 (処遇改善計画書は前々月末まで)

## ○児童指導員等加配加算

通所報酬告示第1の1の注8の児童指導員等加配加算は、指定児童発達支援事業所において、常時見守りが必要な障害児への支援や障害児の保護者に対する支援方法の指導を行う等支援の強化を図るために、児童発達支援給付費の算定に必要とする員数に加え、理学療法士等、児童指導員等又はその他の従業者を配置しているものとして都道府県知事に届け出た事業所について加算するものであるが、以下のとおり取り扱うこととする。

(四) 通所報酬告示第1の1の注8の二を算定する場合以下のアからウまでのいずれも満たす場合に算定すること。

ア 略

イ 児童発達支援給付費の算定に必要な従業者の員数に加え、理学療法士等、児童指導員等又はその他の従業者を1名以上配置(常勤換算による算定)していること。

ウ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第10号。以下「令和3年度改正後指定通所基準」という。)附則第6条による経過措置として障害福祉サービス経験者を配置する事業所において、(1)又は(2)を算定する場合にあつては、児童発達支援給付費の算定に必要な従業者の員数とイの加配職員の総数のうち、児童指導員等又は保育士を2名以上配置(常勤換算による算定)していること。

毎月の勤務実績の記録がない、人員基準欠如の把握ができていない、算定要件の常勤換算数の確認していない。  
児発管が欠如している場合は、加配加算の算定ができないが、誤って加配加算を算定していた。

## (六) 異なる職種で常勤換算を満たす場合の取扱い

理学療法士等の加算を算定するに当たっては、理学療法士等を1名以上配置(常勤換算による算定)する必要がある。このとき、理学療法士と作業療法士等異なる職種の配置により常勤換算で1名以上とすることも可能とする。なお、理学療法士等と児童指導員等のように、算定する報酬区分が異なる場合は、以下のとおりとする。

- ・ 理学療法士等と児童指導員等により常勤換算で1名以上とする場合 児童指導員等の報酬を算定。
- ・ 理学療法士等とその他の従業者により常勤換算で1名以上とする場合 その他の従業者の報酬を算定。
- ・ 児童指導員等とその他の従業者により常勤換算で1名以上とする場合 その他の従業者の報酬を算定。

## ○専門的支援加算

通所報酬告示第1の1の注9の専門的支援加算は、指定児童発達支援事業所において、理学療法士等(保育士にあつては、5年以上児童福祉事業に従事した者に限る。)による支援が必要な障害児への支援や障害児の保護者に対する支援方法の指導を行う等専門的な支援の強化を図るために、児童発達支援給付費の算定に必要とする員数及び通所報酬告示第1の1の注8の加算の算定に必要な理学療法士等、児童指導員等又はその他の従業者に加え、理学療法士等(保育士にあつては、5年以上児童福祉事業に従事した者に限る。)又は5年以上児童福祉事業に従事した児童指導員を配置(常勤換算による算定)しているものとして都道府県知事に届け出た事業所について加算するものである。

指定児童発達支援及び指定放課後等デイサービスの多機能型事業所(指定通所基準第80条に規定する従業者の員数等に関する特例によらない多機能型事業所を除く。)では、指定放課後等デイサービスに従事している時間も、常勤換算に含めることができるものとする。異なる職種により常勤換算で1名以上配置する場合の取扱いは③の(六)を準用する。

なお、通所報酬告示第1の1の注8の加算と異なり、本加算では、保育士及び児童指導員については、保育士又は児童指導員としての資格の取得から5年以上児童福祉事業に従事した経験が必要となる点に留意されたい。

また、本加算は、通所支援計画を作成していない場合、当該作成していない障害児については算定できないこととする。

毎月の勤務実績の記録がない、人員基準欠如の把握ができていない、算定要件の常勤換算数の確認していない。  
児発管が欠如している場合は、加配加算の算定ができないが、誤って加配加算を算定していた。

# 加算算定・報酬区分について

## ○家庭連携加算

指定児童発達支援事業所等において、指定通所基準第5条若しくは第6条、第54条の2第1号、第54条の3第2号若しくは第54条の4第4号又は第54条の6の規定により指定児童発達支援事業所等に置くべき従業者(栄養士及び調理員を除く。以下この第1において「児童発達支援事業所等従業者」という。)が、**児童発達支援計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者(法第6条の2の2第9項の通所給付決定保護者をいう。以下同じ。)の同意を得て**、障害児の居宅を訪問して障害児及びその家族等に対する相談援助等を行った場合に、1月につき4回を限度として、その内容の指定児童発達支援等を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を加算する。

通所報酬告示第1の2の家庭連携加算については、障害児の通所給付決定保護者に対し、障害児の健全育成を図る観点から、**あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得た上で、障害児の居宅を訪問し、障害児及びその家族等に対する相談援助等の支援を行った場合に**、1回の訪問に要した時間に応じ、算定するものであること。

なお、保育所又は学校等(以下「保育所等」という。)の当該障害児が長時間所在する場所において支援を行うことが効果的であると認められる場合については、当該保育所等及び通所給付決定保護者の同意を得た上で、当該保育所等を訪問し、障害児及びその家族等に対する相談援助等の支援を行った場合には、この加算を算定して差し支えない。この場合、当該支援を行う際には、保育所等の職員(当該障害児に対し、常時接する者)との緊密な連携を図ること。

## ○事業所内相談支援加算Ⅰ・Ⅱ

Ⅰについては、指定児童発達支援事業所等において、児童発達支援事業所等従業者が、**児童発達支援計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て**、障害児及びその家族等に対して当該障害児の療育に係る相談援助を行った場合に、1月につき1回を限度として、所定単位数を加算する。ただし、同一日に2の家庭連携加算又は口の事業所内相談支援加算(Ⅱ)を算定している場合は、加算しない。

Ⅱについては、指定児童発達支援事業所等において、児童発達支援事業所等従業者が、児童発達支援計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、障害児及びその家族等に対する当該障害児の療育に係る相談援助を当該障害児以外の障害児及びその家族等と合わせて行った場合に、1月につき1回を限度として、所定単位数を加算する。ただし、同一日に2の家庭連携加算を算定している場合は、加算しない。

### ⑥ 事業所内相談支援加算(Ⅰ)の取扱い

通所報酬告示第1の2の2のイの事業所内相談支援加算(Ⅰ)については、次のとおり取り扱うこととする。

(一) **あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得た上で**、障害児及びその家族等に対して、障害児への療育に関する相談援助を行った場合(次のア又はイのいずれかに該当する場合を除く。)に月1回に限り、算定するものであること。

ア 相談援助が30分に満たない場合

イ 同一日に相談援助を行い、家庭連携加算又は事業所内相談支援加算(Ⅱ)を算定している場合

**(二) 相談援助を行った場合は、相談援助を行った日時及び相談内容の要点に関する記録を行うこと。**

(三) 相談援助を行うに当たっては、必ずしも事業所内で行う必要はないが、障害児及びその家族等が相談しやすいよう周囲の環境等に十分配慮すること。

(四) 相談援助の内容から、障害児を同席させることが望ましくない場合等、当該障害児の通所給付決定保護者のみを対象としても、障害児への療育に関する相談援助が可能な場合は、通所給付決定保護者のみに相談援助を行うことをもって算定できるものとする。なお、本加算は障害児に児童発達支援事業所において児童発達支援を行った日と異なる日に相談援助を実施した場合も算定できるものとする。ただし、当該障害児に児童発達支援を提供していない月においては算定できないものとする。

### ⑥の2 事業所内相談支援加算(Ⅱ)の取扱い

通所報酬告示第1の2の2のロの事業所内相談支援加算(Ⅱ)については、次のとおり取り扱うこととする。

(一) **あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得た上で**、障害児及びその家族等に対して、障害児への療育に関する相談援助を、当該障害児以外の障害児及びその家族等と合わせて行った場合(次のア又はイに該当する場合を除く。)に月1回に限り、算定するものであること。

ア 相談援助が30分に満たない場合

イ 同一日に相談援助を行い、家庭連携加算又は事業所内相談支援加算(Ⅰ)を算定している場合

(二) 相談援助を行う対象者は、2人から8人までを1組として行うものとする。なお、障害児及びその家族等が、同一世帯から複数人参加する場合は、1として数えるものとする。

(三) ⑥の(二)から(四)を準用する。

平成30年Q&AVOL1問108

なお、障害児が支援を受けている時間帯に相談支援を行う場合、相談支援を行う職員については、支援の単位ごとに必要な児童指導員、保育士、又は障害福祉サービス経験者には含まれないものであるため、相談支援を行う職員以外で支援の単位ごとに必要な従業者及び員数を満たす必要がある。

# 加算算定・報酬区分について

## ○ 利用者負担上限額管理加算

指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所が通所給付決定保護者から依頼を受け、指定通所基準第24条(指定通所基準第54条の5において準用する場合を含む。)の規定により、通所利用者負担額合計額(指定通所基準第24条に規定する通所利用者負担額合計額をいう。以下同じ。)の管理を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

## ○ 福祉専門職員配置等加算Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ

### 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)

イについては、指定通所基準第5条若しくは第6条の規定により置くべき**児童指導員**として常勤で配置されている従業者又は指定通所基準第54条の2第1号、第54条の3第2号若しくは第54条の4第4号の規定により置くべき従業者(以下この第1において「共生型児童発達支援事業所従業者」という。)のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師であるものの割合が100分の35以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所において、指定児童発達支援又は共生型児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

(一) 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)

指定通所基準の規定により配置することとされている直接処遇職員として常勤で配置されている従業者の総数のうち、**社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が100分の35以上であること。**

なお、「常勤で配置されている従業者」とは、正規又は非正規雇用に係わらず、各事業所において定められる常勤の従業者が勤務すべき時間数に達している従業者をいう。

((二)及び(三)において同じ。)

### 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)

ロについては、指定通所基準第5条若しくは第6条の規定により置くべき**児童指導員**として常勤で配置されている従業者又は共生型児童発達支援事業所従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師であるものの割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所において、指定児童発達支援又は共生型児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)を算定している場合は、算定しない。

(二) 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)

指定通所基準の規定により配置することとされている直接処遇職員として常勤で配置されている従業者の総数のうち、**社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が100分の25以上であること。**

### 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)

ハについては、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所において、指定児童発達支援又は共生型児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)又はロの福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)を算定している場合は、算定しない。

(1) 指定通所基準第5条若しくは第6条の規定により置くべき**児童指導員若しくは保育士**((2)において「児童指導員等」という。)として配置されている従業者又は共生型児童発達支援事業所従業者のうち、常勤で配置されているものの割合が**100分の75以上**であること。

(2) 児童指導員等として常勤で配置されている従業者又は共生型児童発達支援事業所従業者のうち、**3年以上従事しているものの割合が100分の30以上**であること。

(三) 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)

次のいずれかに該当する場合であること。

ア 直接処遇職員として配置されている従業者の総数(常勤換算方法により算出された従業者数をいう。)のうち、常勤で配置されている従業者の割合が**100分の75以上**であること。

イ 直接処遇職員として**常勤で配置されている従業者のうち、3年以上従事している従業者の割合が100分の30以上**であること。

なお、イ中「3年以上従事」とは、加算の申請を行う前月の末日時点における勤続年数とし、勤続年数の算定に当たっては、当該事業所における勤続年数に加え同一法人の経営する他の障害児通所支援事業、障害児入所施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に定める障害福祉サービス事業(旧法施設を含む。)及び精神障害者生活訓練施設、精神障害者授産施設、精神障害者福祉ホーム、小規模通所授産施設、地域生活支援事業の地域活動支援センター等の事業、障害者就業・生活支援センター、病院、社会福祉施設等においてサービスを利用者に直接提供する職員として勤務した年数を含めることができるものとする。

また、当該勤続年数の算定については、非常勤で勤務していた期間も含めることとする。

従業者の割合を毎月算定要件の確認を行ってください。

# 加算算定・報酬区分について

## ○欠席時対応加算

指定児童発達支援事業所等において指定児童発達支援等を利用する障害児が、あらかじめ当該指定児童発達支援事業所等の利用を予定した日に、急病等によりその利用を中止した場合において、児童発達支援事業所等従業者が、障害児又はその家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該障害児の状況、相談援助の内容等を記録した場合に、1月につき4回を限度として、所定単位数を算定する。ただし、1のハ又はホを算定している指定児童発達支援事業所において1月につき当該指定児童発達支援等を利用した障害児の数を利用定員に当該月の営業日数を乗じた数で除して得た率が100分の80に満たない場合は、1月につき8回を限度として、所定単位数を算定する。

児童発達支援・放課後等デイサービス I

(一) 加算の算定に当たっては、**急病等によりその利用を中止した日の前々日、前日又は当日に中止の連絡があった場合について算定可能**とする。

(二) 「障害児又はその家族等との連絡調整その他の相談援助を行う」とは、**電話等により当該障害児の状況を確認し、引き続き当該指定児童発達支援等の利用を促すなどの相談援助を行うとともに、当該相談援助の内容を記録すること**であり、直接の面会や自宅への訪問等を要しない。

## ○特別支援加算

別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所において、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定児童発達支援又は共生型児童発達支援を行った場合に、当該指定児童発達支援又は当該共生型児童発達支援を受けた障害児1人に対し、1日につき所定単位数を加算する。

(一) 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理指導担当職員、看護職員又は厚生労働省組織規則(平成13年厚生労働省令第1号)第625条に規定する国立障害者リハビリテーションセンターの学院に置かれる視覚障害学科(国立障害者リハビリテーションセンター学院養成訓練規程(昭和55年厚生省告示第4号)第4条第1項に規定する視覚障害学科をいう。)の教科を履修した者若しくはこれに準ずる視覚障害者の生活訓練を専門とする技術者の養成を行う研修を修了した者を配置して、計画的に行った機能訓練又は心理指導((二)において「特別支援」という。)について算定すること。

(二) 特別支援を行うに当たっては、**児童発達支援計画を踏まえ、障害児ごとに自立生活に必要な日常生活動作、運動機能等に係る訓練又は心理指導のための計画(特別支援計画)を作成し、当該特別支援計画に基づくこと。**

(三) **次に該当する場合には、当該加算は算定できないものであること。**

ア ①の(二)を算定している事業所において、言語聴覚士による訓練を行う場合。

イ ①の(三)又は(五)を算定している事業所において、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士及び看護職員による訓練を行う場合。

ウ **児童指導員等加配加算により理学療法士等(保育士を除く。)を配置している場合**

エ **専門的支援加算により理学療法士等(5年以上児童福祉事業に従事した保育士を除く。)を配置している場合**

平成30年Q&A

問110 児童指導員等加配加算において理学療法士等を配置した場合、特別支援加算の算定はできるのか。

答 児童指導員等加配加算において理学療法士等を配置した場合については、理学療法士等の配置及び配置された職員による専門的な支援を当該加算において報酬上評価をしていることから、特別支援加算の算定はできない。

なお、同様の理由から、主として難聴児や重症心身障害児を通わせる施設等については、人員配置基準上配置することとされている機能訓練担当職員と職種が重複する場合においては、特別支援加算の算定はできない。

## ○強度行動障害児支援加算

別に厚生労働大臣が定める基準に適合する強度の行動障害を有する児童に対し、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定児童発達支援又は共生型児童発達支援を行うものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所において、当該指定児童発達支援又は当該共生型児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1のハ又はホを算定している場合は、加算しない。

# 加算算定・報酬区分について

## ○個別サポート加算Ⅰ・Ⅱ

Ⅰについては、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する心身の状態にある児童に対し、指定児童発達支援事業所等において、指定児童発達支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1のハ又はホを算定している場合は、加算しない。

Ⅱについては、要保護児童(法第6条の3第8項に規定する要保護児童をいう。以下同じ。)又は要支援児童(同条第5項に規定する要支援児童をいう。以下同じ。)であって、その保護者の同意を得て、児童相談所その他の公的機関又は当該児童若しくはその保護者の主治医と連携し、指定児童発達支援等を行う必要があるものに対し、指定児童発達支援事業所等において、指定児童発達支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

**個別サポート加算(Ⅰ)の取扱い** ・算定対象児は受給者証に記載(状態等区分) ※事業所の体制とは関係なし。市への届出は不要。

通所報酬告示第1の9のイの個別サポート加算(Ⅰ)については、著しく重度及び行動上の課題のあるケアニーズの高い障害児への支援を充実させる観点から、乳幼児等サポート調査表(厚生労働大臣が定める児童等(平成24年厚生労働省告示第270号)(以下「270号告示」という。)一の六の表をいう。)のうち、以下の(一)又は(二)に該当すると市町村が認めた障害児について評価を行うものであること。

(一) 4歳未満であって、食事、排せつ、入浴及び移動の項目のうち、2以上の項目について全介助を必要とする又は一部介助を必要とするの区分に該当すること。

なお、市町村が認めるときに障害児が3歳以上であった場合は、(二)に該当する必要があるものとする。

(二) 3歳以上であって、食事、排せつ、入浴及び移動の項目のうち、1以上の項目について全介助を必要とする又は一部介助を必要とするの区分に該当し、かつ、同表の食事、排せつ、入浴及び移動以外の項目のうち、1以上の項目についてほぼ毎日支援が必要又は週に1回以上支援が必要の区分に該当すること。

**個別サポート加算(Ⅱ)の取扱い** 算定に当たり、市障害福祉課への届出要。

通所報酬告示第1の9のロの個別サポート加算(Ⅱ)については、要保護児童又は要支援児童を受け入れた場合において、家庭との関わりや、心理的に不安定な児童へのケア、支援に必要な関係機関との連携が必要となることを考慮し、児童相談所や母子健康包括支援センター等の公的機関、要保護児童対策地域協議会、医師との連携を行う場合に評価を行うものであり、以下のとおり取り扱うこととする。

ただし、これらの支援の必要性について、通所給付決定保護者に説明することが適当ではない場合があることから、本加算の趣旨等について理解した上で、本加算の算定について慎重に検討すること。

(一) 児童相談所や母子健康包括支援センター等の公的機関、要保護児童対策地域協議会又は医師(以下「連携先機関等」という。)と、障害児が要保護児童又は要支援児童であるとの認識や、障害児への支援の状況等を共有しつつ支援を行うこと。

(二) **連携先機関等との(一)の共有は、年に1回以上行うこととし、その記録を文書で保管すること。**なお、ここでいう文書は、連携先機関等が作成した文書又は児童発達支援事業所が作成した文書であって、**連携先機関等と共有するなど、児童発達支援事業所と連携先機関等の双方で共有しているものであり、単に児童発達支援事業所において口頭でのやりとりをメモして保管しているだけの文書は対象とならない。**

(三) (一)のように、連携先機関等と障害児への支援の状況等について共有しながら支援をしていくことについて、**児童発達支援計画に位置づけ、通所給付決定保護者の同意を得ること。**

(四) 市町村から、連携先機関等との連携や、障害児への支援の状況等について確認があったときは、当該状況等について回答するものとする。

厚生労働省 個別サポート加算(Ⅱ)の取扱いについて <https://www.mhlw.go.jp/content/000763388.pdf>

## ○送迎加算

障害児に対して、その居宅等と指定児童発達支援事業所等との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。

平成24年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A(平成24年3月30日) 問109 放課後等デイサービスにおける学校と事業所間の送迎加算の適用に関する条件は何か。

(答)

○ 放課後等デイサービスの送迎加算については、事業所と居宅間の送迎のほか、以下のようなケースの時に、学校と事業所間の送迎を行った場合に加算を算定できる。

\* 以下のいずれかに該当し、それが障害児支援利用計画に記載されている場合(\*1)とする。

保護者等が就労等により送迎ができない場合であって、

① スクールバスのルート上に事業所がない等、スクールバス等での送迎が実施できない場合。

② スクールバス等での送迎が可能であっても、放課後等デイサービスを利用しない他の学生の乗車時間が相当時間延長する等、スクールバスによる送迎が適当でない場合。

③ 就学奨励費で学校と放課後等デイサービス事業所間の送迎手段を確保できない場合。

④ その他、市町村が必要と認める場合(\*2)。

**\*1 障害児支援利用計画が作成されていない場合は、学校、事業所、保護者の三者の間で調整し、放課後等デイサービス支援計画に記載していることで足りるものとする。**

**\*2 ④は例えば、学校長と市町村が協議し、学校と事業所との間の途中までスクールバスによる送迎を行ったが、事業所までまだ相当の距離があり、事業所による送迎が必要であると認められる場合などを考えられる。**

# 加算算定・報酬区分について

## ○延長支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所等において、障害児に対して、児童発達支援計画に基づき指定児童発達支援等を行った場合に、当該指定児童発達支援等を受けた障害児に対し、障害児の障害種別に応じ、当該指定児童発達支援等を行うのに要する標準的な延長時間で所定単位数を加算する。(医療型、放課後デイも同様。以下同じ。)

通所報酬告示第1の12の延長支援加算については、運営規程に定める営業時間が8時間以上であり、営業時間の前後の時間(以下「延長時間帯」という。)において、指定児童発達支援等を行った場合に、障害児の障害種別及び1日の延長支援に要した時間に応じ、算定するものであるが、以下のとおり取り扱うこととする。

ア **ここでいう「営業時間」には、送迎のみを実施する時間は含まれない**ものであること。

イ 個々の障害児の実利用時間は問わないものであり、例えば、サービス提供時間は8時間未満であっても、営業時間を超えて支援を提供した場合には、本加算の対象となるものであること。

ウ 延長時間帯に、指定通所基準の規定により**置くべき職員(直接支援業務に従事する者に限る。)**が**1名以上配置していること。**

エ 保育所等の子育て支援に係る一般施策での**受入先が不足している等の延長した支援が必要なやむを得ない理由があり、かつ、原則として当該理由が障害児支援利用計画に記載されていること。**

<平成24年度報酬改定Q&A>

問103 延長支援加算

Q 延長支援加算の算定要件如何

A○ 運営規程の営業時間(事業所に職員を配置し、児童を受け入れる体制を整えている時間であって、送迎時間は含まない。以下同じ。)が8時間であり、それを超えて支援を行った場合に、加算を算定できる。

○ 児童の利用時間が8時間未満であっても、運営規程で定めている営業時間帯を超えて、例えば、営業時間が9時から17時の事業所において、9時以前の早朝か、17時以降に延長して支援した場合に加算の対象となる。

例:営業時間が9時から17時までの事業所の場合

・8時から12時まで支援を提供した場合の延長時間は8時から9時までの1時間。

・8時30分から17時30分まで支援を提供した場合の1日の延長時間は朝30分と夕方30分を合算し1時間となり、1時間未満の報酬単位が複数算定されるものではない。

○ また、延長時間帯においても、指定基準上置くべき従業者(直接支援職員に限る。)を1名以上配置することが必要である。

○ なお、営業時間については、利用状況を踏まえ適切に設定する必要がある。例えば、営業時間が9時から17時の事業所において、9時から10時の利用はなく、17時以降の利用が多い場合は営業時間を10時から18時にする等、適正化を図られたい。

<平成27年度報酬改定Q&A(H27.3.31版)>

問64 延長支援の実施

Q 留意事項通知2の(1)の⑮において、保育所等の子育て支援に係る一般施策での受入先が不足している等のやむを得ない理由により延長した支援が必要な場合には、障害児支援利用計画にその旨が記載されていることとする要件の明確化が行われたが、通所給付決定保護者から求められた場合、必ず延長支援を行わなければならないのか。

A 延長支援を実施するかについては、各事業所の判断として差し支えない。

問65 延長支援加算①

Q 算定要件にある「やむを得ない理由」とは具体的に何が想定されるのか。

A 例えば、次の場合が想定される。

① 保育所等の子育て支援に係る一般施策において当該障害児を受け入れることができない場合

② 保育所等を利用している場合であっても、児童発達支援等の利用が必要である場合(併行利用の場合)

問66 延長支援加算②

Q 「やむを得ない理由」を記載する障害児支援利用計画は、指定障害児相談支援事業者が作成したものに限られるのか。

A 原則として、指定障害児相談支援事業者が作成する障害児支援利用計画に「やむを得ない理由」を記載している場合に算定できる。

しかしながら、障害児支援利用計画の策定状況等も勘案し、当分の間のやむを得ない対応として、セルフプランの場合であっても算定が可能な取扱いとする。

なお、指定障害児相談支援事業所が作成する場合であっても、改定の施行直後で、やむを得ない理由が記載されていない場合には、次の通所給付決定がなされるまでの間は、柔軟に取り扱って差し支えない。

# 加算算定・報酬区分について

## ○関係機関連携加算Ⅰ・Ⅱ

注1 Ⅰについては、障害児が通う保育所その他関係機関との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、当該障害児に係る児童発達支援計画に関する会議を開催し、保育所その他関係機関との連絡調整及び相談援助を行った場合に、1月に1回を限度として、所定単位数を加算する。

注2 Ⅱについては、障害児が就学予定の小学校、義務教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の小学部又は就職予定の企業若しくは官公庁等(以下「小学校等」という。)との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、小学校等との連絡調整及び相談援助を行った場合に、1回を限度として、所定単位数を加算する。

### (一) 関係機関連携加算(Ⅰ)を算定する場合

ア 障害児が日々通う保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、特別支援学校、放課後児童クラブ等の関係機関との日常的な連携体制を構築するとともに、障害児の状態や支援方法の共有を行うことを目的に実施するものであるから、ウの会議の開催に留まらず、関係機関との日常的な連絡調整に努めること。

イ 障害児が複数の障害児通所支援事業所等で支援を受けている場合には、事業所間の連携についても留意するとともに、当該障害児が障害児相談支援事業を利用している場合には、連携に努めること。なお、他の障害児通所支援事業所等との連携については加算の対象とはしないものであること。

ウ 児童発達支援計画に関する会議(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。ただし、障害を有する者が参加する場合には、その障害の特性に応じた適切な配慮を行うこと。)の開催に当たっては、当該障害児が通う関係機関が出席すること。また、当該障害児やその家族等も出席するよう努めること。

なお、当該障害児やその家族等が会議に出席できない場合においても、意見を聴取し、その内容を児童発達支援計画に反映させるよう努めること。

エ ウの会議の結果や日々の連絡調整等を踏まえ、児童発達支援計画に関係機関との連携の具体的な方法等を記載し、児童発達支援計画を作成又は見直しをすること。連携の具体的な方法等の記載に当たっては、関係機関との連絡調整等を踏まえていることが通所給付決定保護者にわかるよう留意すること。

オ 会議又は連絡調整等を行った場合は、その出席者、開催日時、その内容の要旨及び児童発達支援計画に反映させるべき内容を記録すること。

カ 共生型児童発達支援事業所については、児童発達支援管理責任者を配置していない場合には、算定できないこと。

### (二) 関係機関連携加算(Ⅱ)を算定する場合

ア 障害児の状態や支援方法につき、ライフステージが移行する際にも切れ目なく支援を継続できるようにする観点から、就学又は就職の機会を捉えて評価するものであること。

イ 就学時の加算とは、小学校(義務教育学校の前期課程を含む。)又は特別支援学校の小学部に入学する際に連絡調整等を行った場合に算定できるものであること。

ウ 就職時の加算とは、企業又は官公庁等への就職の際に連絡調整等を行った場合に算定できるものであるが、就職先が就労継続A型及びB型並びに就労移行支援事業所の場合は加算の対象とならないこと。

エ 障害児の状態や支援方法を記録した文書を保護者の同意を得たうえで就学先又は就職先に渡すこと。なお、必ずしも会議の開催まで求めるものではないこと。

オ 連携先との連絡調整や相談援助を行った場合には、相手ややり取りの内容について記録をすること。

<平成27年度報酬改定Q&A(H27.3.31版)>

## 問67 関係機関連携加算

Q 会議の開催については、学校や障害児相談支援事業所等の別機関が実施するものに参加した場合であっても、要件を満たすこととしてよいか。

A 学校等の別機関が実施する会議の参加をもって、会議を開催したものと取り扱うことはできないが、会議の場所は問わないものであり、学校等の会議を活用して、別時間帯に別途会議を設ける等の場合は要件を満たすこととして差し支えない。

## ○保育・教育等移行支援加算

障害児の有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて通所給付決定保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握を行った上で、地域において保育、教育等を受けられるよう支援を行ったことにより、指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所を退所して保育所等に通うことになった障害児に対して、退所後30日以内に居宅等を訪問して相談援助を行った場合に、1回を限度として所定単位数を加算する。ただし、当該障害児が、退所後に他の社会福祉施設等に入所等をする場合は、加算しない。

通所報酬告示第1の12の3の保育・教育等移行支援加算については、移行支援を行ったことにより、指定児童発達支援事業所を退所して保育所等で受け入れられるようになった障害児に対して、退所後30日以内に居宅等を訪問して相談援助を行った場合に、1回を限度として加算するものであるが、以下のとおり取り扱うこととする。

(一) 保育・教育等移行支援加算は、訪問日に算定するものであること。

(二) 保育・教育等移行支援加算は、次のアからエまでのいずれかに該当する場合には、算定できないものであること。

ア 退所して病院又は診療所へ入院する場合

イ 退所して他の社会福祉施設等へ入所する場合

ウ 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(幼稚園を除く。)へ入学する場合

エ 死亡退所の場合

# 加算算定・報酬区分について

## ○保育・教育等移行支援加算

(三) 保育・教育等移行支援加算の対象となる移行支援及び相談援助を行った場合は、移行支援及び相談援助を行った日及びその内容の要点に関する記録を行うこと。

(四) 移行支援の内容は、次のようなものであること。

ア 具体的な移行を想定した子どもの発達の評価

イ 合理的配慮を含めた移行に当たっての環境の評価

ウ 具体的な移行先との調整

エ 家族への情報提供や移行先の見学調整

オ 移行先との援助方針や支援内容等の共有、支援方法の伝達

カ 子どもの情報・親の意向等についての移行先への伝達

キ 併行通園の場合は、利用日数や時間等の調整

ク 移行先の受け入れ体制づくりへの協力

ケ 相談支援等による移行先への支援

コ 地域の保育所等や子育て支援サークルとの交流

## ○医療的ケア児への支援

医療的ケア児を受け入れる時間帯を通じて看護職員を配置する体制を確保

⇒対象児について医療的ケアの報酬区分が算定可能

※算定に当たり、市へ届出が必要(変更届出書、体制等に関する届出書、医療的ケア区分に応じた基本報酬の算定に関する届出書、勤務形態一覧表、組織体制図、資格証(看護職員))。

厚生労働省 医療的ケアを必要とする障害児への支援に係る報酬の取扱いについて(Vol.2) <https://www.mhlw.go.jp/content/000781454.pdf>

(2)基本報酬について

2. 一般型事業所の場合

○ 医療的ケア区分に応じた基本報酬を算定するには、当該事業所を利用する医療的ケア児の医療的ケア区分に応じて看護職員を配置して支援を行う必要がある。

・ 医療的ケア区分3の児童と看護職員の配置＝1:1(1:1)

・ 医療的ケア区分2の児童と看護職員の配置＝2:1(1:0.5)

・ 医療的ケア区分1の児童と看護職員の配置＝3:1(1:0.33)

○ 必要な配置が行われたかどうかの判定は、一月を通じて配置が足りているかどうかで考える。具体的には以下のとおり。

(例)4月に、医療的ケア区分3の医療的ケア児Aは5日、医療的ケア区分2の医療的ケア児Bは8日、医療的ケア区分1の医療的ケア児Cは15日、医療的ケア児Dは16日利用した。

⇒ 以下のとおり計算する。

・ 医療的ケア区分3 医療的ケア児1人×5日×看護職員1人＝看護職員5人

・ 医療的ケア区分2 医療的ケア児1人×8日×看護職員0.5人＝看護職員4人

・ 医療的ケア区分1 医療的ケア児(1人×15日+1人×16日)×看護職員0.33人＝看護職員10.23人

・ 5人+4人+10.23人＝19.23人 ← 一月に必要な看護職員数

○ 当月実績として、医療的ケア児が利用する日に配置した看護職員の数(必要看護職員数)の合計人数(必要看護職員合計数)が、上記の方法で算出した一月に必要な看護職員数(配置看護職員合計数)以上になった場合に、医療的ケア区分に応じた基本報酬を算定することができる。

必要看護職員数 ≤ 配置看護職員合計数 ← 医療的ケア区分に応じた基本報酬を算定できる。

# 加算算定・報酬区分について

平成27年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A(平成27年3月31日)

○問69 放課後等デイサービスの基本報酬における休業日とは何を指すのか。

(答)

○ 具体的には以下のことを指す。

- ・ 学校教育法施行規則第61条及び第62条の規定に基づく休業日(公立学校においては、国民の祝日、日曜日及び土曜日、教育委員会が定める日、私立学校においては、当該学校の学則で定める日)
- ・ 学校教育法施行規則第63条等の規定に基づく授業が行われない日(例えば、台風等により臨時休校となる日)又は臨時休校の日(例えば、インフルエンザ等により臨時休校の日)

なお、学校が休業日ではない日に、放課後等デイサービスを午前から利用した場合であっても、休業日の取扱いとはしない。

(平成24年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A(平24.8.31)問87の一部改正)

○(開所時間減算①)問71 開所時間減算の対象となる「6時間」はどのように判断するのか。

(答)

○ 運営規程に定める営業時間が6時間未満の場合に減算の対象となる。

運営規程に定める営業時間とは、事業所に職員を配置し、児童を受け入れる体制を整えている時間であって、送迎のみを行っている時間は含まれないものであり、営業時間が6時間以上であれば、結果としてすべての児童の利用時間が6時間未満であっても減算の対象とはならない。

【例】

・ 児童発達支援の営業時間を午前(9時～12時)、午後(13時～16時)とクラス分けしている場合

→ 営業時間を①9時～12時、②13時～16時のように分けている場合であっても、営業時間は6時間であり、減算の対象とならない。

・ 平日に児童発達支援と放課後等デイサービスの多機能型事業所において、児童発達支援の営業時間を午前(9時～12時)、放課後等デイサービスの営業時間を午後(13時～16時)としている場合

→ 多機能型の特例による場合には、営業時間も合算して判断するため、減算の対象とならない。多機能型の特例によらない場合には、児童発達支援は営業時間が4時間未満のため減算の対象となるが、放課後等デイサービスについては、減算の対象とならない。

なお、「児童を受け入れる体制」とは、原則として受入可能な児童の数に応じた人員配置基準を満たすことをいうものであるが、サービス提供時間を確保するために合理的な方法によって行う送迎の際に、直接処遇職員が添乗することにより、当該時間帯の前後に勤務していない直接処遇職員を新たに配置しない限り、人員配置基準を満たさないものの、少なくとも直接処遇職員が1人以上は事業所に配置されている場合は、「児童を受け入れる体制」として差し支えない。

また、重症心身障害児の送迎を行う場合で、今回新たに拡充された送迎加算を算定する場合にあっては、加算により添乗する職員1人分を評価していることから、当該職員が送迎の際に添乗することにより人員配置基準を満たさない場合は、上記例外的取扱いには当たらないものであるが、送迎のみを行う時間帯については基本報酬で評価していないことから、算定して差し支えない。(完全に営業時間内に行われる送迎については、送迎加算は算定できない。)

(平成24年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A(平24.8.31)問105の一部改正)

→送迎は、「児童を受け入れる体制」を整えて行ってください。

# 加算算定・報酬区分について

## ○定員超過利用減算 所定単位数の70%を算定

\* 以下のいずれかに該当する場合

・1日当たりの利用障害児数が、定員50人以下の場合は当該定員の150%を、定員が51人以上の場合は当該定員から50を差し引いた員数の125%に75を加えた数を、それぞれ超過している場合

・過去3か月間の平均利用障害児数が、定員の125%を超過している場合(ただし、定員11人以下の場合は当該定員に3を加えた数を超過している場合)

## ○サービス提供職員欠如減算

\* 指定基準に定める人員基準を満たしていない場合、1割を超えて欠如した場合にはその翌月から、1割の範囲内で欠如した場合にはその翌々月から人員基準欠如が解消されるに至った月までの間(児童発達支援センター及び主として重症心身障害児を通わせる事業所を除く。)

・減算適用1月日から2月目 所定単位数の70%を算定

・減算適用3月日以降 所定単位数の50%を算定

## ○児童発達支援管理責任者欠如減算

\* 指定基準に定める人員基準を満たしていない場合、その翌々月から人員基準欠如が解消されるに至った月までの間(児童発達支援センター及び主として重症心身障害児を通わせる事業所を除く。)

・減算適用1月日から4月目 所定単位数の70%を算定

・減算適用5月日以降 所定単位数の50%を算定

## ○個別支援計画未作成減算

\* 児童発達支援計画が作成されずにサービス提供が行われていた場合、当該月から当該状態が解消されるに至った月の前月までの間

・減算適用1月日から2月目 所定単位数の70%を算定

・減算適用3月日以降 所定単位数の50%を算定

## ○自己評価結果等未公表減算 所定単位数85%を算定

\* **児童発達支援に義務づけられている自己評価結果等の公表が未実施の場合**

## ○開所時間減算 開所時間減算に関する告示等

\* 運営規程に定められている営業時間(放デイ:学校の休業日における営業時間)が6時間未満の場合

・開所時間4時間未満 所定単位数の70%を算定

・開所時間4時間以上6時間未満 所定単位数の85%を算定

## ○身体拘束廃止未実施減算 5単位/日

\* 身体拘束等の適正化を図る措置、(①身体拘束等の記録、②委員会の定期開催、③指針の整備、④研修の実施)を講じていない場合(ただし、②~④に係る減算は令和5年4月から適用)

# 障害児通所支援における定員超過利用減算の取扱いについて

(別紙1)

事務連絡  
令和4年2月28日

会計検査院検査による指摘事項(詳細)

各〔都道府県  
市区町村〕障害児支援主管部(局) 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部  
障害福祉課障害児・発達障害者支援室

## 障害児通所支援における定員超過利用減算の取扱いについて

障害保健福祉行政の推進につきましては、日頃より御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

児童発達支援、医療型児童発達支援及び放課後等デイサービスでは、指定基準(※)において、原則として、利用定員を超えて、児童発達支援等の提供を行ってはならないこととしており、利用者数が利用定員を一定数上回るときには、定員超過利用減算を算定する必要があります。

今般、児童発達支援及び放課後等デイサービスにおける定員超過利用減算が適切に算定されておらず、障害児通所給付費が過大に支給されている事例が、会計検査院の検査により確認されました。その理由として、定員超過利用減算の制度の理解が十分ではないことなどが挙げられており、会計検査院より、定員超過利用減算の適用の要件等の周知徹底や、定員超過利用減算の確認様式等を示すこと等について指摘があったところです(指摘事項の詳細は別紙1のとおり)。

つきましては、定員超過利用減算の要件及び確認様式を別紙2のとおり整理し、お示しますので、内容について御了知いただくとともに、都道府県、指定都市、中核市及び児童相談所設置市におかれては、

○ 別紙2について、ホームページへの掲載や、事業所の指定・更新申請の機会又は事業所への集団指導等の機会を捉え、管内の児童発達支援事業所、医療型児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所(以下「事業所」という。)に対して継続的に周知すること

○ 毎月の報酬の請求に当たり、定員を超過して利用者を受け入れている事業所において、定員超過利用減算の算定の可否を別添の「障害児通所支援事業所における定員超過利用減算対象確認シート」を用いて確認することについて周知することをお願いたします。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づき技術的助言であることを申し添えます。

○ 21都道府県及び26市における、348事業者の児童発達支援事業所又は放課後等デイサービス事業所(合計474事業所)における定員超過利用の状況等を検査したところ、271事業者の369事業所において、直近の過去3月間の障害児の延べ数が利用定員に開所日数を乗じて得た数を超えていて、定員超過利用となっている月が生じていた。

このうち、11事業者の14事業所において、直近の過去3月間の定員超過利用の程度が一定の範囲を超えていて、定員超過利用減算を適用する必要がある月が見受けられた。

しかし、上記11事業者の14事業所のうち、8事業者の11事業所において、障害児通所給付費の算定に当たり、定員超過利用減算を適用しておらず、所定の単位数に100分の70を乗ずることなく算定していた。

- 定員超過利用減算を適用していなかった理由として以下の理由が挙げられた。
  - ① 定員超過利用減算の制度の理解が十分でなかったことから、減算が必要な定員超過利用にはなっていないと誤って判断してしまったため
  - ② 定員超過利用減算の制度については理解していたものの、定員超過利用の状況の確認が十分でなかったことから、減算が必要な定員超過利用にはなっていないと誤って判断してしまったため
  - ③ 定員超過利用減算の制度自体を認識していなかったため

○ 厚生労働省において、障害児通所給付費の算定が適正に行われるよう、次のとおり、是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求める。

- ① 返還手続が未済の事業所に対して、過大に算定されていた障害児通所給付費の返還手続を行わせること。
- ② 事業者に対して、都道府県等を通じるなどして、定員超過利用減算の適用の要件等について周知徹底すること。
- ③ 事業者に対して、都道府県等を通じるなどして、確認様式等を示した上で、定員を超過して利用者を受け入れている事業者は、毎月の請求に当たって、当該確認様式等により定員超過利用減算の可否を確認するように周知すること。

(※)児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第15号)

# 障害児通所支援における定員超過利用減算の取扱いについて

(別紙2)

## 障害児通所支援における定員超過利用減算の要件等について

### 1 事業所における定員超過状況の確認について

児童発達支援事業所、医療型児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所（以下「事業所」という。）においては、以下の定員超過及び定員超過利用減算の要件について改めて確認されたい。

定員を超過して利用者を受け入れている事業所においては、毎月の報酬の請求に当たって、別添の「障害児通所支援事業所における定員超過利用減算対象確認シート」により、定員超過利用減算の算定の要否の確認を行い、定員超過利用減算の算定に遺漏がないようにされたい。

### 2 定員超過について

#### (1) 基本原則

事業所は、指定基準（※）において利用定員及び指導訓練室の定員を超過して、児童発達支援、医療型児童発達支援又は放課後等デイサービス（以下「通所支援」という。）の提供を行ってはならないこととしている。

利用定員を超過して障害児に通所支援を行うことは指定基準を満たさないことになるため、事業所においては、利用定員を超過しないよう、障害児の利用する曜日等の調整をするものとする。

（※）児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）

#### (2) やむを得ない事情がある場合の取扱い

定員超過については、災害、虐待その他のやむを得ない事情（以下「やむを得ない事情」という。）がある場合は、この限りではない。事業所においては、やむを得ない事情が無く利用定員を超過している場合は、速やかに是正を図るよう努めるものとする。

やむを得ない事情がある場合の考え方は、以下のQ&Aも参照するものとする。

### 記載例・表示内容の説明

障害児通所支援事業所における定員超過利用減算対象確認シート

令和4年度分

年度を入力してください。

- 定員超過利用減算は過去3ヶ月分の利用状況により算出するため、定員超過が生じた場合、当該月の前後2ヶ月についても利用者数等を入力すること。
- 例えば、4月に定員超過が生じたときは、2月、3月、5月、6月にも入力が必要。前年度の2月に定員超過が生じたときは、1月、3月、4月に入力が必要（前年度12月以前は記入不要）。
- 本シートを作成する「定員超過が生じた場合」は、1日でも利用定員を超過した日があるときを含み、また、災害等やむを得ない事由により定員超過となっている場合も含めるものとする。
- 本様式により定員超過利用減算の算定が不要と確認した月であっても、当該月のうち、1日に利用定員の150%を超えるなど一定の範囲を超えて障害児を受け入れた日がある場合は、当該日について定員超過利用減算の算定が必要となる点に留意すること。

- ・ 4月だけ定員超過が生じた場合は、6月まで入力した時点でのような表になります。
- ・ この例では、5月・6月で、②「過去3月間の延べ利用者数」が、⑦「過去3月間の受入可能延べ利用者の合計数」を超えるので、5月と6月の⑧の欄に、「減算必要」と表示されています。
- ・ 7月は、②が⑦の数字を超えていないので、⑧の欄に、「減算不要」と表示されます。7月は、定員超過利用減算を算定する必要はありません。

事業所名	令和4年度												
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
事業所名	〇〇事業所												
提供サービス名	児童発達支援及び放課後等デイサービス(多機能型)												
提供単位(単位分けを行っている場合のみ記入)	単位1												
① 延べ利用者数(人) (注1)		200	200	400	190	190							
② 過去3月間の延べ利用者数(人)				400	800	790	780	380	190	0	0	0	0
③ 利用定員(人)		10	10	10	10	10							
④ 開所日数(日)		20	20	20	20	20							
⑤ 利用定員×開所日数 (③×④)		0	200	200	200	200	0	0	0	0	0	0	0
⑥ 受入可能延べ利用者数(人) (注2)		0	260	260	260	260	260	0	0	0	0	0	0
⑦ 過去3月間の受入可能延べ利用者の合計数(人)				520	780	780	780	520	260	0	0	0	0
⑧ 定員超過利用減算の算定の要否 (②>⑦=減算必要)				error	減算必要	減算必要	減算不要	error	error	error	error	error	error

(注1) 災害等やむを得ない事由により受け入れる障害児は、①の人数から除くことができる。ただし、「障害の特性や傷状等のため欠席がちで、定期的な利用を見込むことが難しい障害児」は、この取扱いの対象とはならない点に留意されたい(欠席がちであっても、利用する場合は障害児の数として計上する)。  
 (注2) 利用定員が12人以上の場合「⑤×(125/100)」、「11人以下の場合「③+3」×⑤

定員超過確認シート様式保存先

<https://www.city.okayama.jp/0000035572.html>

(令和3年度集団指導資料【障害児編】関連リンク集

障害児通所支援における定員超過利用減算の取扱いについて )

# 障害福祉サービス等情報公表制度について

ワムネットトップページ

URL: <https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/>

▲障害福祉サービス等情報検索のページ

URL: <https://www.wam.go.jp/sfkohyoout/COP000100E0000.do>

・ID・パスワードは運営法人ごと、指定権者ごとに設定。パスワードは一定期間経過するとシステム側から変更を求められる。IDに紐づくメールアドレスが必要。

⇒複数事業所を運営する法人は要注意。

- ・事業所情報の登録・審査に関する連絡は、ワムネットからメールが届く(送信者:wadm)。
- ・事業所情報は、4月末時点の情報を5月に更新作業をすること。加算情報等の変更がある場合は、随時更新可。
- ・新規指定事業所については、指定後、基礎情報を市が登録ののち、ワムネットを通じて情報登録の案内をメール送付。

## 随時訪問の実施について

市担当者が、事業所の運営状況の確認等のため、随時(事前予告なし)で事業所を訪問することがあります。事業所内を見学させていただくので、やむを得ない理由により対応できない場合を除きご協力をお願いします。(所要時間5～10分程度を想定)。

## 自己評価結果等の公表等及び市への届出について

児童発達支援及び放課後等デイサービスを提供する事業所は、おおむね1年に1回以上、自己評価及び事業所を利用する障害児の保護者による評価により質の評価を行うとともに、改善を図ること。改善結果等についてはインターネット等により広く公表すること。その公表内容等については、公表後速やかに岡山市事業者指導課へ報告すること。新規開設の事業所については、指定日から起算して12か月以内に、一連の作業並びに報告を行うこと。

**公表内容の報告が未実施の場合、届出がされない月から当該状態が解消されるに至った月まで、障害児全員について減算(15%)となる。**※報告に際しては、所定の届出書(市ホームページ内「(障害児)加算関係様式集」に掲載)を使用すること。

<https://www.city.okayama.jp/jigyosha/0000007723.html> ID:7723

質の評価・改善の内容及び公表方法に関する届出書(児童発達支援・放課後等デイサービス)

# 業務管理体制整備

## 児童福祉法

### 第三款 業務管理体制の整備等

第二十一条の五の二十六 指定障害児事業者等は、第二十一条の五の十八第三項に規定する義務の履行が確保されるよう、厚生労働省令で定める基準に従い、業務管理体制を整備しなければならない。

② 指定障害児事業者等は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、業務管理体制の整備に関する事項を届け出なければならない。

一 次号から第四号までに掲げる指定障害児通所支援事業者以外の指定障害児通所支援事業者 都道府県知事

二 当該指定に係る障害児通所支援事業所が一の地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)の区域に所在する指定障害児通所支援事業者 指定都市の長

三 当該指定に係る障害児通所支援事業所が一の地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「中核市」という。)の区域に所在する指定障害児通所支援事業者 中核市の長

四 当該指定に係る障害児通所支援事業所が二以上の都道府県の区域に所在する指定障害児通所支援事業者及び指定発達支援医療機関の設置者 厚生労働大臣

### 児童福祉法施行規則

第十八条の三十七 法第二十一条の五の二十六第一項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

一 指定を受けている事業所の数が一以上二十未満の指定障害児事業者等(指定発達支援医療機関(法第六条の二の二第三項に規定する指定発達支援医療機関をいう。以下同じ。))の設置者を除く。以下この条において同じ。) 法令を遵守するための体制の確保に係る責任者(以下「法令遵守責任者」という。)の選任をすること。

二 指定を受けている事業所の数が二十以上百未満の指定障害児事業者等 法令遵守責任者の選任をすること及び業務が法令に適合することを確保するための規程を整備すること。

三 指定を受けている事業所の数が百以上の指定障害児事業者等及び指定発達支援医療機関の設置者 法令遵守責任者の選任をすること、業務が法令に適合することを確保するための規程を整備すること及び業務執行の状況の監査を定期的に行うこと。

## 業務管理体制の届出に関する様式 岡山市

### 児童福祉法に基づく業務管理体制の整備に関する事項の届出書

児童福祉法に基づく業務管理体制の整備に関する事項の届出書

届出番号: \_\_\_\_\_

届出者: \_\_\_\_\_

届出日: \_\_\_\_\_

届出先: \_\_\_\_\_

届出事項

項目	内容
1. 事業所の名称	
2. 事業所の所在地	
3. 事業所の種類	
4. 事業所の長	
5. 事業所の従業員数	
6. 事業所の業務内容	
7. 事業所の業務体制	
8. 事業所の業務改善計画	
9. 事業所の業務評価	
10. 事業所の業務監査	

<https://www.city.okayama.jp/jigyosha/0000007572.html>  
ID:7572

### 児童福祉法に基づく業務管理体制の整備に関する事項の届出書(届出事項の変更)

児童福祉法に基づく業務管理体制の整備に関する事項の届出書(届出事項の変更)

届出番号: \_\_\_\_\_

届出者: \_\_\_\_\_

届出日: \_\_\_\_\_

届出先: \_\_\_\_\_

届出事項の変更

項目	変更内容
1. 事業所の名称	
2. 事業所の所在地	
3. 事業所の種類	
4. 事業所の長	
5. 事業所の従業員数	
6. 事業所の業務内容	
7. 事業所の業務体制	
8. 事業所の業務改善計画	
9. 事業所の業務評価	
10. 事業所の業務監査	

<https://www.city.okayama.jp/jigyosha/0000007867.html>  
ID:7867

## 業務管理体制の整備に係る点検表

業務管理体制の整備に係る点検表 (一覽表)	
点検項目	点検結果
1. 法令遵守責任者の選任	○
2. 業務改善計画の策定	○
3. 業務改善計画の実施	○
4. 業務改善計画の評価	○
5. 業務改善計画の監査	○
6. 業務改善計画の報告	○
7. 業務改善計画の公表	○
8. 業務改善計画の周知	○
9. 業務改善計画の記録	○
10. 業務改善計画の保存	○

# 令和5年4月施行省令改正

## 1 主な改正内容

A 【人員等専従規定の緩和】	保育所等と児童発達支援事業所等が併設されている場合において、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、保育所等を利用する児童へ支援も行うことができるものとする。
B 【安全計画の策定等】	障害児の安全の確保を図るための措置を講ずることとする。 (1) 安全計画策定 (2) 研修及び訓練の定期的な実施 (3) 保護者に対し安全計画に基づく取組の内容について周知 (通所のみ) (4) 定期的な安全計画の見直し
C 【懲戒に係る権限濫用禁止の削除】	民法における親権者の懲戒権に係る規定の削除等に伴い懲戒権に係る規定の削除を行うもの。
D 【自動車を運行する場合の所在確認】	自動車を運行するときは、障害児の乗降車の際に、点呼等の方法により障害児の所在を確認することとする。
E 【送迎用自動車のブザー等装備】	障害児の送迎を目的とした自動車にブザー等の装置を備え、降車時の所在確認をすることとする。

# 令和5年4月施行省令改正

番号	区分	対象サービス・施設	主な改正内容
1	指定通所支援	①児童発達支援 ②医療型児童発達支援	A【人員等専従規定の緩和】 B【安全計画の策定等】 C【懲戒に係る権限濫用禁止の削除】 D【自動車を運行する場合の所在確認】 E【送迎用自動車のブザー等装備】
		③放課後等デイサービス	B【安全計画の策定等】 D【自動車を運行する場合の所在確認】 E【送迎用自動車のブザー等装備】
		④居宅訪問型児童発達支援	B【安全計画の策定等】 D【自動車を運行する場合の所在確認】
		⑤保育所等訪問支援	B【安全計画の策定等】 D【自動車を運行する場合の所在確認】
2	指定障害児入所施設等	①指定福祉型障害児入所施設 ②指定医療型障害児入所施設	B【安全計画の策定等】 C【懲戒に係る権限濫用禁止の削除】 D【自動車を運行する場合の所在確認】

## 2 施行日

令和5年4月1日

B【安全計画の策定等】 E【送迎用自動車のブザー等装備】は、令和6年3月31までの間、1年間の経過措置を設けるものとする。

C【懲戒に係る権限濫用禁止の削除】は、公布の日から施行する。

# 令和5年4月施行省令改正

岡山市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

## A【人員等専従規定の緩和】

第5条に次の1項を加える。

9 第1項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等(岡山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年市条例第121号)第2条に規定する家庭的保育事業所等(居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。)をいう。以下同じ。)に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定児童発達支援事業所に入所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

第6条に次の1項を加える。

9 前項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定児童発達支援事業所に入所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

## B【安全計画の策定等】

(安全計画の策定等)

第40条の2 指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保を図るため、指定児童発達支援事業所ごとに、当該指定児童発達支援事業所の設備の安全点検、従業者、障害児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた指定児童発達支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他指定児童発達支援事業所における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、従業者に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 指定児童発達支援事業者は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

## D【自動車を運行する場合の所在確認】

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第40条の3 指定児童発達支援事業者は、障害児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の障害児の移動のために自動車を運行するときは、障害児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障害児の所在を確実に把握することができる方法により、障害児の所在を確認しなければならない。

## E【送迎用自動車のブザー等装備】

2 指定児童発達支援事業者は、障害児の送迎を目的とした自動車(運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に障害児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(障害児の降車の際に限る。)を行わなければならない。

# 令和5年4月施行省令改正

## 保育所等におけるインクルーシブ保育に関する留意事項等について(令和4年12月26日事務連絡厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課)

### 1. 実施に当たっての具体的な留意事項等

#### ①児童発達支援事業所等との併設・交流について

(1) 保育所等と児童発達支援事業所等が併設されている場合において、各施設に特有の設備・専従の人員の共用・兼務を行う際は、以下の要件を満たす必要がある。

・**保育所部分、児童発達支援事業所等部分のそれぞれにおいて、各事業の対象となる児童の年齢及び人数に応じて各事業の運営に必要な職員が配置されていること**  
(例: 保育所の満3歳児40人が、併設する児童発達支援事業所の障害児20人と交流する場合、保育士の人員の基準については、それぞれ、保育所として満3歳児40人の基準である保育士2人以上、児童発達支援事業所として障害児20人の基準である保育士4人以上を満たしている必要がある。)

・交流を行う設備(保育室等)については、各事業の対象となる児童の年齢及び人数に応じて各事業において必要となる面積を合計した面積が確保されていること(例: 交流を行う保育室の面積について、それぞれの面積基準に基づき、保育所として30㎡必要、児童発達支援事業所として20㎡必要な場合、保育室の面積は50㎡以上必要となる。)

(2) また、改正省令により、例えば、保育所と児童発達支援事業所等が、一日の活動の中で、設定遊び等において、こどもと一緒に過ごす時間を持ち、それぞれの人員基準以上の保育士等が混合して支援を行う等、一体的な支援が可能となるが、その交流の際、「障害児の支援に支障がない場合」として留意すべき点は以下の通りである。

・児童福祉法に基づく**指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準第27条第1項に規定される「児童発達支援計画」において、保育所等との交流における具体的なねらい及び支援内容等を明記し、障害児又はその保護者に対して説明を行い、同意を得ること**

・障害児一人一人の児童発達支援計画を考慮し、一日の活動の中で発達支援の時間が十分に確保されるように留意すること

・通所する障害児やその保護者に対して、交流のねらいや障害児が共に過ごし、互いに学び合うことの重要性を丁寧に説明すること

・障害児の発達状態及び発達の過程・特性等を理解し、一人一人の障害児の障害種別、障害の特性及び発達の状況に応じた適切な支援及び環境構成を行うこと

・交流を行うにあたり、複数のグループに分かれて交流することや、一部の障害児のみが交流を行うことも想定されるが、その際には障害児の障害特性や情緒面への配慮、安全性が十分に確保される体制を整えるよう留意すること

・交流を行う際の活動等については、障害児の障害特性や発達の段階等の共通理解が図られた上で設定されることが望ましいことから、交流する保育所等の保育士等も交えながら検討していくこと

・支援を行う際には、「児童発達支援ガイドライン」の内容を参照し、また、「保育所保育指針」(平成29年厚生労働省告示第117号)等の内容についても理解することが重要であること

## 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令について(通知)(令和4年12月28日障発1228第4号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長)

### 第三留意事項

#### 1 所在確認

第二1①の所在確認は、送迎用バスの運行に限らず、園外活動ほか園児等の移動のために自動車を運行するすべての場合が対象となる。

#### 2 安全装置に係る義務付けの対象となる自動車

**通園を目的とした自動車のうち、座席(※)が2列以下の自動車を除く全ての自動車が原則として安全装置に係る義務付けの対象となる。**

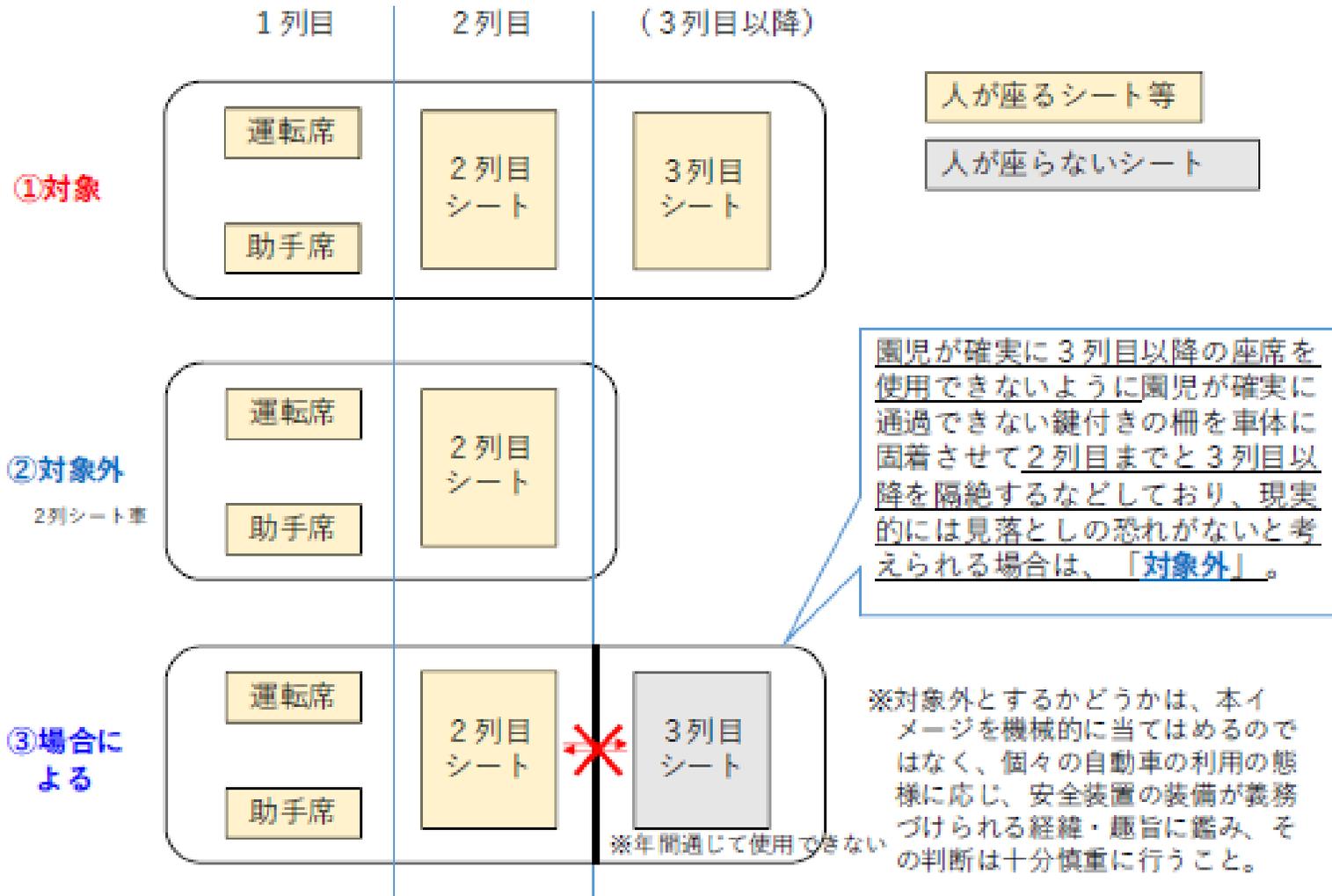
なお、座席が2列以下の自動車と同様に義務付けから除外される「その他利用の態様を勘案してこれと同程度に園児の見落としのおそれが少ないと認められるもの」については、例えば、座席が3列以上あるものの、園児が確実に3列目以降を使用できないように園児が確実に通過できない鍵付きの柵を車体に固着させて2列目までと3列目以降を隔絶することなどが考えられるが、安全装置が義務付けられる経緯・趣旨に鑑み、その判断は十分慎重に行うこと。

(※)「座席」には、車椅子を使用する園児が当該車椅子に乗ったまま乗車するためのスペースを含む。

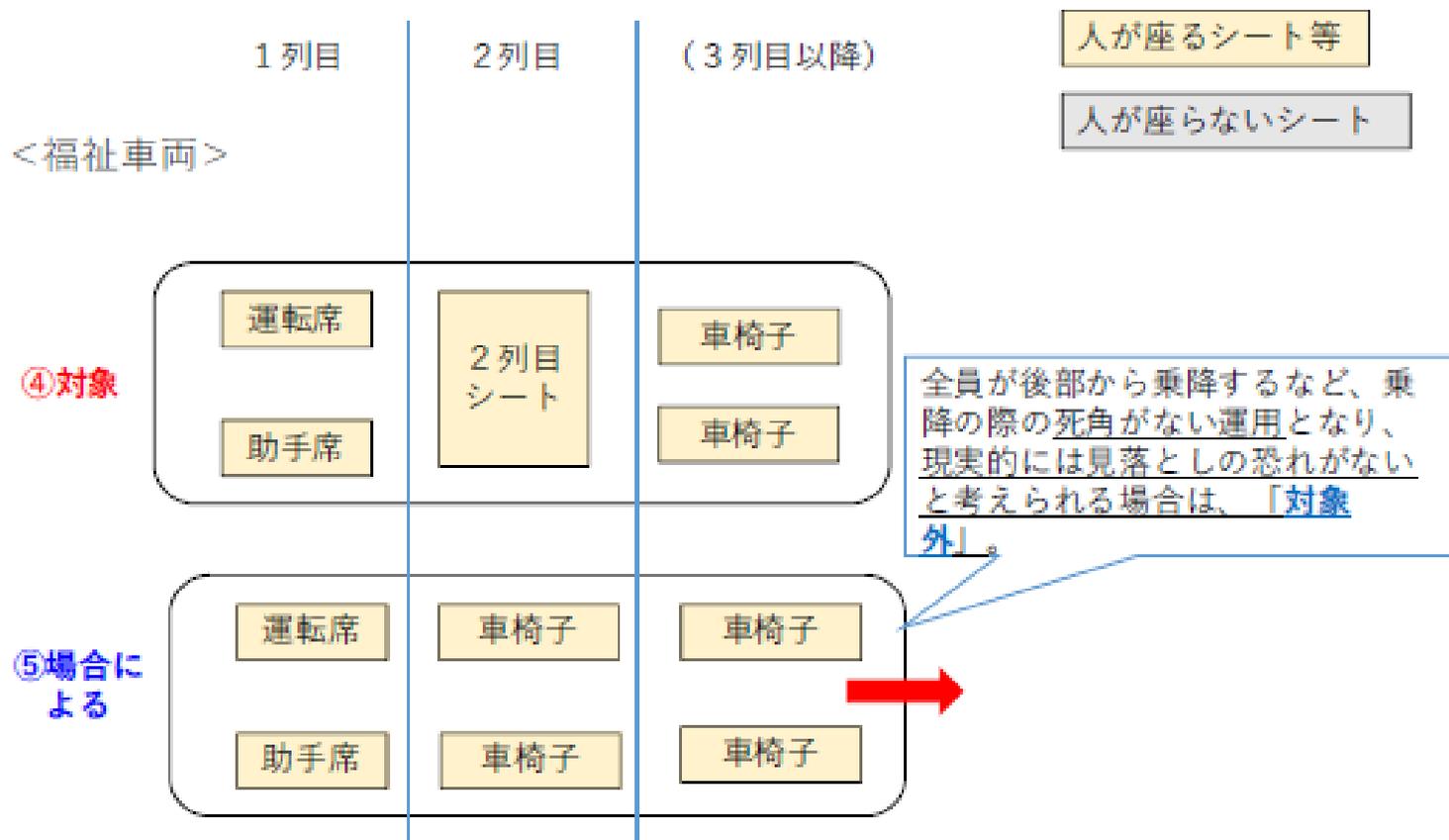
#### 3 装備すべき安全装置

「ブザーその他の車内の園児の見落としを防止する装置」は、国土交通省が12月20日に策定・公表した「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン」に適合するものであることが求められること。なお、本ガイドラインに適合する装置については、今後、内閣府において、国土交通省と連携し、一覧化したリストを作成・公表する予定であり、当該リストを参考に選定することが可能であること。

## 安全装置の装備の義務づけの例外となる自動車のイメージ①



## 安全装置の装備の義務づけの例外となる自動車のイメージ②

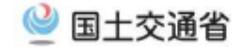


※対象外とするかどうかは、本イメージを機械的に当てはめるのではなく、個々の自動車の利用の態様に応じ、安全装置の装備が義務づけられる経緯・趣旨に鑑み、その判断は十分慎重に行うこと。

# 令和5年4月施行省令改正

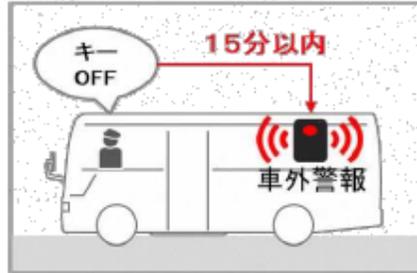
「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン」(国土交通省URL)  
[https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha07\\_hh\\_000433.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha07_hh_000433.html)

## ガイドラインにおいて規定された主な要件

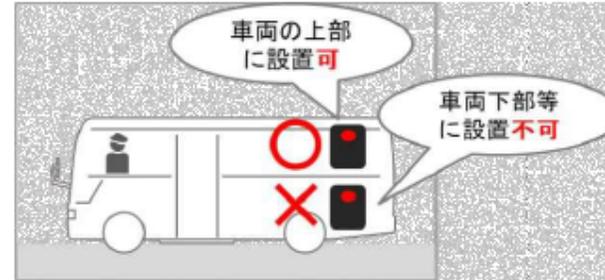


- ① 運転者等が車内の確認を怠った場合には、速やかに車内への警報を行うとともに、15分以内に車外への警報を発すること

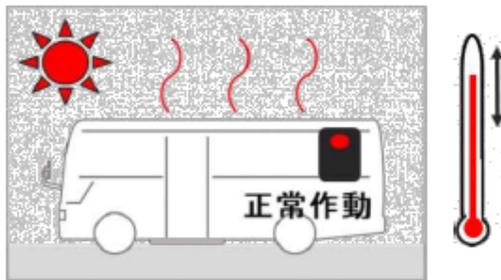
※自動検知式においては15分以内にセンサーの作動を開始



- ② こども等がいたずらできない位置に警報を停止する装置を設置すること

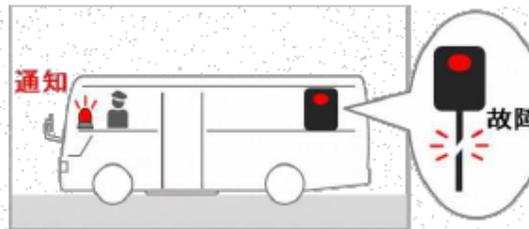


- ③ 十分な耐久性を有すること  
例) -30~65°Cへの耐温性、耐震性、防水・防塵性等



- ④ 装置が故障・電源喪失した場合には、運転者等に対してアラーム等で故障を通知すること※

※電源プラグを容易に外せない装置に限り、回路を二重系にして故障の確率を低くした場合には、当該故障の通知要件を緩和する。

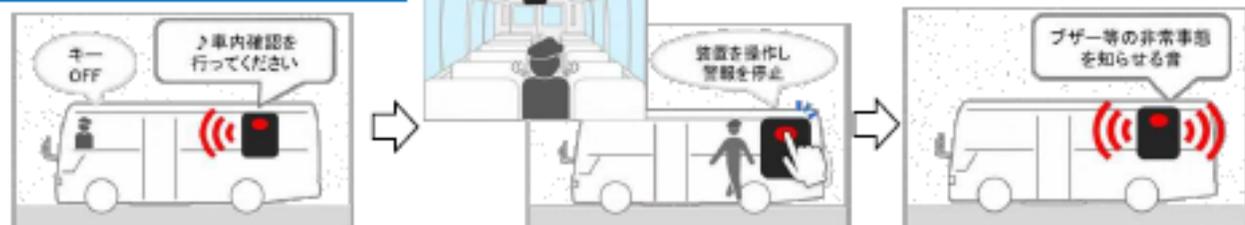


# 令和5年4月施行省令改正

送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドラインの対象となる装置  国土交通省

- 送迎用バスへのこどもの置き去り事故の防止に役立つ安全装置として、最低限の要件を定めた。
- 降車時確認式、自動検知式の2種類の装置を対象とした。

## 降車時確認式の装置

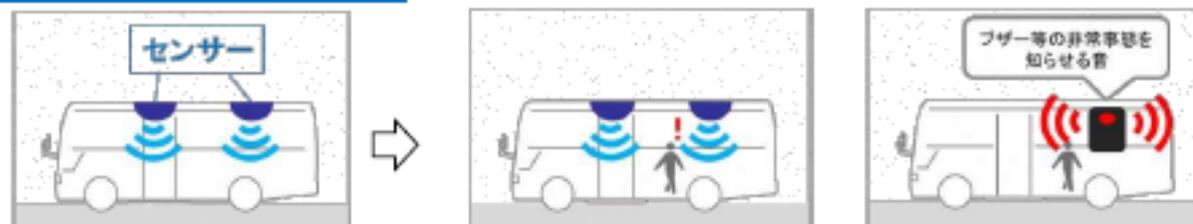


エンジン停止後、運転者等に車内の確認を促す**車内向けの警報**

車内を確認し、運転者等が車両後部の装置を操作すると**警報が停止**

確認が一定時間行われない場合、**更に、車外向けに警報**

## 自動検知式の装置



エンジン停止から一定時間後に**センサーによる車内の検知を開始**

置き去りにされたこどもを検知すると、**車外向けに警報**

【障害児】令和5年4月施行省令改正 省令改正 関係通知 <https://www.city.okayama.jp/0000046279.html>

## 送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のリストについて

HOME 制度・取組 大綱・法令 会議 調査・白書・公表資料 普及啓発 子ども・子育て本部について

政府では、バス送迎時等の子どもの所在確認やバスへの安全装置の装備の義務付け等を内容とする緊急対策をとりまとめ、その着実な推進を図っています。このうち安全装置については、国土交通省において技術要件等をまとめたガイドラインを策定しており、このガイドラインに適合する装置のリストを内閣府が作成し、公開しています。

### ○安全装置のリストについて

各メーカーからの申請に基づき、ガイドラインへの適合が確認された製品を掲載しています。

【令和5年2月7日時点】

### 送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のリストについて

<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/anzen/list.html>

「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン」に適合する安全装置のリストが下記の内閣府のURLにて公表されたので、各施設・事業所や各自治体において、参考としていただきたい。なお、本リストは、今後も随時更新される予定とのことであるので、留意すること。

## チェックシート

月 日( ): 登 園 / 降 園

- 同乗職員は、  
バスに乗る こどもの数を数えた。
  - 同乗職員は、  
バスから降りた こどもの数を数え、  
全員が降りたことを確認した。
  - 同乗職員は、  
連絡のない こどもの欠席について、  
出席管理責任者に確認した。
  - 運転手は、バスを離れる前に、  
車内に こどもが残っていないことを、  
椅子の下まで見落としがないか見て、  
確認した。
- 運 転 手: \_\_\_\_\_
- 同乗職員: \_\_\_\_\_

上記報告を受けた: \_\_\_\_\_